# 常総市高齢者プラン

老人福祉計画改定・第7期介護保険事業計画

平成 30 年3月 常 総 市

### はじめに



本計画は、平成30年度から32年度までに必要とする介護サービスや高齢者のための福祉等についての基本的施策を明らかにしたもので、「老人福祉計画」(老人福祉法)と「介護保険事業計画」(介護保険法)を一体的に策定し、第7期計画として総合的に見直したものです。

介護保険制度は3年ごとに見直され,国では平成27年度からの第6期介護保険事業計画より「地域包括ケア計画」を位置付け,2025年(平成37年)までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築するとしています。

そのような中で,常総市の高齢化率については平成 12 年度の制度発足時,18.6%であったものが,平成30年1月では27.9%と大幅に上昇しています。

また、要介護(支援)認定者数も増加傾向であることから、将来における保険財政の 安定的継続を図るとともに、要介護状態になることをできる限り防止する介護予防事業 を拡充することが重要とされ、介護予防の中核的機関である地域包括支援センターの果 たす役割が益々大きくなっています。

## 安心して いきいきと暮らせる 支え合いのまちづくり

当市では、この基本理念により、団塊の世代すべてが 75 歳に達する 2025 年、さらにはいわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040 年に向けて、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくりを目指します。そのため地域包括支援センターを中心として、介護・医療・生活支援・介護予防を充実させ、地域包括ケアシステムを深化・推進してまいります。また、高齢者の尊厳保持と自立支援という介護保険の基本理念を一層推進するため、地域包括ケアシステムの基盤強化、在宅医療と介護の連携事業の推進、認知症にふさわしいサービスの提供を基本的な視点とし、高齢者がいきいきと安心して暮らし続けることができるよう、皆様方のご意見をお聞きしながら総合的な施策を推進してまいりますので、ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年3月31日

常総市長 神達 岳志

# 目次

第1章 計画の考え方	1
1 計画の背景・目的	1
2 計画策定の根拠・位置づけ	2
3 計画期間	3
4 計画の策定体制	
5 介護保険制度改正の概要 第2章 高齢者・介護保険事業をめぐる現状	
1 高齢者をめぐる現状	7
2 アンケート調査からみる現状 第3章 計画の基本理念・基本目標	35
1 基本理念	35
2 地域包括ケアシステムの推進	36
3 基本目標	39
4 日常生活圏域	40
5 施策の一覧 第4章 施策の展開	
基本目標 1 高齢者の社会参加の促進と住みよいまちつ	がくり 42
基本目標 2 高齢者の自立を支援するまちづくり	48
基本目標3 介護予防・支え合い活動のまちづくり 第5章 介護サービス量及び保険料の見込み	
1 介護サービス量見込みの考え方	76
2 介護サービス量等の見込み	78
3 給付費等の見込み	99
4 介護保険料の見込み 資料編	

### 第1章 計画の考え方

### 1 計画の背景・目的

現在,いわゆる団塊の世代が70歳に達し,高齢者人口は大きく増加していますが、健康で元気な方が多く、社会のあらゆる場面で活躍しています。豊かな人生を享受できる超高齢社会の実現を目指すためには、高齢者の知識・技術・経験が活かせる場や機会の確保と提供が今まで以上に重要な課題となります。

平成 12 年4月に創設された介護保険制度は、高齢化の進展に伴う要介護高齢者の増加や、 核家族化の進行、世帯規模の縮小など、それまで要介護者を支えてきた家族の状況に変化が 見え始めた中、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして開始されました。その介護保 険制度もスタートして 18 年を迎えることとなりました。

このような状況下で求められてくるのが、高齢者が有する能力に応じて、日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」であり、今後、高齢化が進展していく中で、地域包括ケアシステムをより深化・推進していく必要があります。

また、現在、国では制度や分野の「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係の枠を超えて、地域の住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、様々な分野を超えて「丸ごと」包括されることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生型社会」の実現を見据え動きだしています。

「常総市高齢者プラン」は、高齢者を取り巻く状況の変化や、諸課題に対応するため、当市における高齢者施策の基本的な考え方や、目指すべき取り組みを総合的に整え、平成 30年度から平成 32年度までの高齢者福祉及び介護保険事業の方向性を示すことを目的として策定するものです。

### 2 計画策定の根拠・位置づけ

### (1)介護保険事業計画

介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条の規定により、厚生労働大臣の「基本指針」に 則して策定するもので、要介護者等のニーズやサービス供給量などを勘案し、介護保険サービス・介護予防サービス及び地域支援事業の種類ごとの量や費用額の見込みなどに関わる内容となっており、3 年ごとに策定され、今回は第7期となります。

#### 【介護保険法】

(市町村介護保険事業計画)

第百十七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険 事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。) を定めるものとする。

### (2)老人福祉計画

老人福祉計画は、老人福祉法第20条の8に規定される計画で、主に要援護高齢者等の自立した生活を支援する事業ですが、当市においては、このほか保健・健康づくり、生きがい対策、生活基盤、生活環境の整備等高齢者の生活に関わる全般的な内容としています。

### 【老人福祉法】

(市町村老人福祉計画)

第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。

### (3) 常総市高齢者プラン

本計画は,第7期介護保険事業計画と老人福祉計画を一体的に策定し,引き続き高齢者に関わる総合計画としての位置づけを保持するものとします。

また、このプランは、「常総市総合計画」をはじめ、「常総市地域福祉計画」など関連する諸計画と調和を保って策定しています。

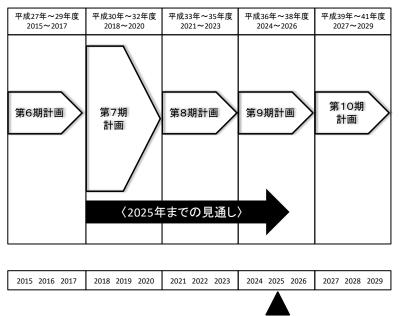
老人福祉計画 第 7 期介護保険事業計画

常総市高齢者プラン

## 3 計画期間

本計画は、老人福祉法に基づく老人福祉計画と介護保険法に基づく第7期介護保険事業計画の一体的な計画であり、計画期間は、平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの3か年です。

第7期介護保険事業計画は、第9期計画の計画期間である平成37(2025)年度を見据 えた中長期的視点から、段階的に充実を図る取り組みのスタートとして位置づけます。



### 4 計画の策定体制

### (1) 策定機関

計画の策定にあたっては、被保険者代表、保健・医療・福祉関係者、学識経験者等によって構成された「常総市介護保険事業計画策定委員会兼常総市老人福祉計画等検討委員会」を開催し、検討・審議を行いました。

また、介護保険施設サービス量の見込みや目標など広域調整が必要な内容については、茨城県の助言や協力を得ながら進めました。

### (2) 住民参加

平成 29 年 1 月に、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」「在宅介護実態調査」を行い、 一般高齢者や要支援・要介護状態にある高齢者の実態把握を行いました。

### (3) 市民意見公募(パブリックコメント) の実施

計画の策定にあたり、計画案についての市民意見の公募を実施し、幅広く市民の意見を反映するように努めました。

### 5 介護保険制度改正の概要

#### (1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

- 1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進(介護保険法)全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化
  - ・国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業(支援)計画を策定。計画に 介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
  - 都道府県による市町村に対する支援事業の創設
  - 財政的インセンティブの付与の規定の整備 (その他)
    - ・ 地域包括支援センターの機能強化(市町村による評価の義務づけ等)
    - 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化(小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入)
    - ・認知症施策の推進(新オレンジプランの基本的な考え方[普及・啓発等の関連施策の総合的な推進]を制度上明確化)
- 2 医療・介護の連携の推進等(介護保険法,医療法)
- ①「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設
  - ※現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。病院、または診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院、または診療所の名称を引き 続き使用できることとする。
- ②医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備
- 3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等(社会福祉法,介護保険法,障害者総合支援法,児童福祉法)
  - 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の 共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
  - 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける (その他)
    - 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化(事業停止命令の創設,前払 金の保全措置の義務の対象拡大等)
    - ・障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し (障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする)

### (2) 介護保険制度の持続可能性の確保

- 1 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。(介護保険法)
- 2 介護納付金への総報酬割の導入(介護保険法)
  - ・各医療保険者が納付する介護納付金(40~64歳の保険料)について、被用者保険間では『総報酬割』(報酬額に比例した負担)とする。

※平成30年4月1日施行

〈(2) 1 は平成30年8月1日施行 (2) 2 は平成29年8月分の介護納付金から適用〉 ※出典:全国介護保険担当課長会議資料

### 第2章 高齢者・介護保険事業をめぐる現状

### 1 高齢者をめぐる現状

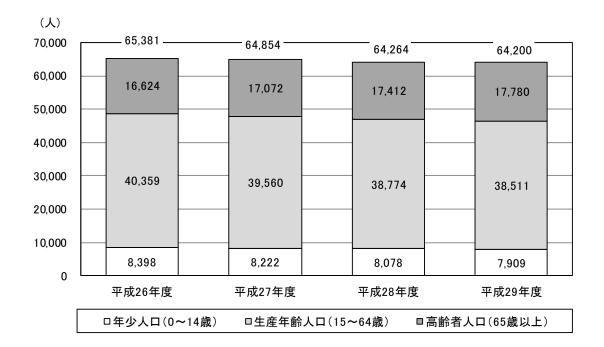
### (1) 人口の推移

### ①総人口

当市の人口は、減少傾向を示しており、平成 26 年度の 65,381 人から平成 29 年度の 64,200 人と 1,181 人減少しています。

また、年齢3区分の人口の推移をみると、年少人口、生産年齢人口は年々減少している一方で、高齢者人口は増加しています。

### ■年齢3区分人口の推移



### ■年齢3区分人□の推移

単位:人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
総人口	65, 381	64, 854	64, 264	64, 200
左小 L D (0 14 告)	8, 398	8, 222	8, 078	7, 909
年少人口(0~14歳)	(12.8%)	(12. 7%)	(12.6%)	(12. 3%)
此去左歩↓□ (15 · C4 垮)	40, 359	39, 560	38, 774	38, 511
生産年齢人口(15~64歳)	(61. 7%)	(61.0%)	(60. 3%)	(60.0%)
古松老 I □ /CF 告い L\	16, 624	17, 072	17, 412	17, 780
高齢者人口(65 歳以上)	(25. 4%)	(26. 3%)	(27. 1%)	(27. 7%)

※( )内は総人口に占める割合

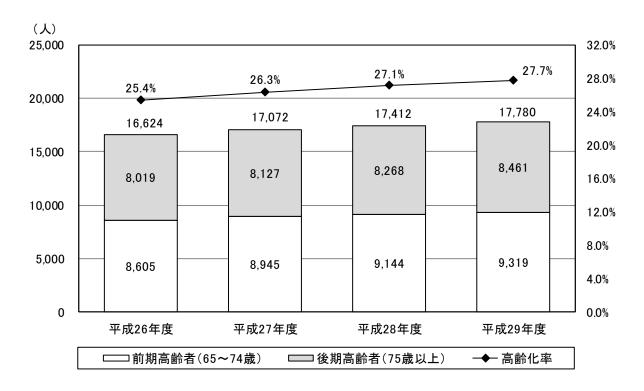
資料:住民基本台帳(各年9月末現在)

### ②高齢者人口

高齢者人口は、平成 26 年度の 16,624 人から、平成 29 年度の 17,780 人と 1,156 人 増加しています。

前期高齢者は、平成 26 年度の 8,605 人から平成 29 年度の 9,319 人と 714 人増加し、 後期高齢者は、平成 26 年度の 8,019 人から平成 29 年度の 8,461 人と 442 人増加しています。

### ■高齢者人口の推移



### ■高齢者人口の推移

単位:人

資料:住民基本台帳(各年9月末現在)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
高齢者人口	16, 624	17, 072	17, 412	17, 780
(高齢化率)	(25. 4%)	(26. 3%)	(27. 1%)	(27. 7%)
CC . 7.4 - 与	8, 605	8, 945	9, 144	9, 319
65~74 歳	(13. 2%)	(13. 8%)	(14. 2%)	(14. 5%)
75 45 N. L	8, 019	8, 127	8, 268	8, 461
75 歳以上	(12. 3%)	(12.5%)	(12. 9%)	(13. 2%)

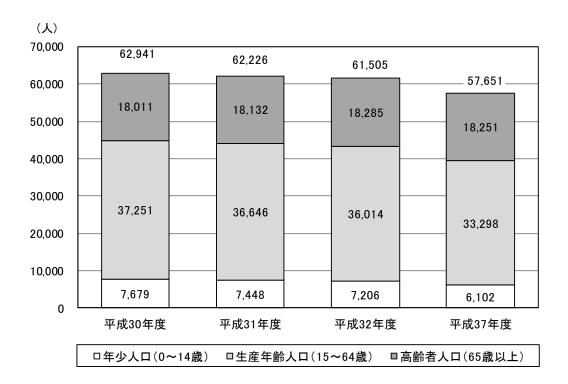
※( )内は総人口に占める割合

### ③人口推計

平成 30 年度から平成 32 年度までの計画期間中の人口推計をみると、総人口は、平成 30 年度の 62,941 人から平成 32 年度の 61,505 人と 1,436 人の減少が予想されます。

また, 団塊の世代の全ての人が 75 歳を迎える平成 37 年度をみると, 平成 30 年度と比べ 5,290 人の減少が予想されます。

### ■年齢3区分人口の推計



### ■年齢3区分人口の推計

単位:人

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
総人口	62, 941	62, 226	61, 505	57, 651
左小 1 日 (0 14 告)	7, 679	7, 448	7, 206	6, 102
年少人口 (0~14 歳) 	(12. 2%)	(12.0%)	(11.7%)	(10.6%)
先去左终上已(15 CA 卷)	37, 251	36, 646	36, 014	33, 298
生産年齢人口(15~64 歳)	(59. 2%)	(58. 9%)	(58. 6%)	(57. 8%)
<b>六歩</b> ★ L □ (05 歩い L)	18, 011	18, 132	18, 285	18, 251
高齢者人口(65歳以上)	(28. 6%)	(29. 1%)	(29. 7%)	(31.7%)

※( )内は総人口に占める割合 資料:住民基本台帳を基にしたコーホート変化率法による推計

### 4高齢者人口推計

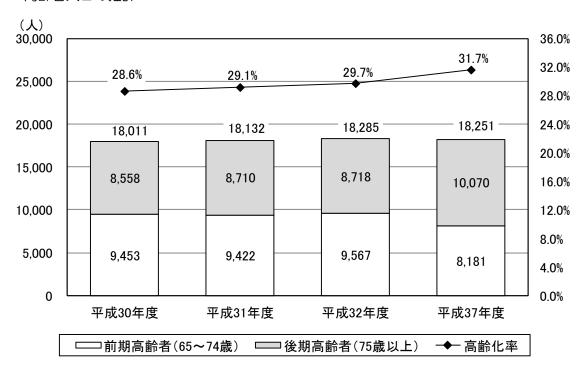
高齢者人口は、平成 30 年度の 18,011 人から、平成 32 年度の 18,285 人と 274 人増加しています。

前期高齢者は、平成 30 年度の 9,453 人から平成 32 年度の 9,567 人と人 114 人増加し、後期高齢者は、平成 30 年度の 8,558 人から平成 32 年度の 8,718 人と 160 人増加しています。

また、平成37年度をみると、前期高齢者の割合よりも後期高齢者の割合が上回ることが予想されます。

高齢化率をみると、平成30年度の28.6%から平成37年度の31.7%と3.1ポイント増加しています。

#### ■高齢者人口の推計



### ■高齢者人口の推計

単位:人

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
	高齢者人口	18, 011	18, 132	18, 285	18, 251
	(高齢化率)	(28. 6%)	(29. 1%)	(29. 7%)	(31. 7%)
	GE 74 45	9, 453	9, 422	9, 567	8, 181
	65~74 歳	(15. 0%)	(15. 1%)	(15. 6%)	(14. 2%)
	75 歳以上	8, 558	8, 710	8, 718	10, 070
		(13. 6%)	(14. 0%)	(14. 2%)	(17. 5%)

※( )内は総人口に占める割合 資料:住民基本台帳を基にしたコーホート変化率法による推計

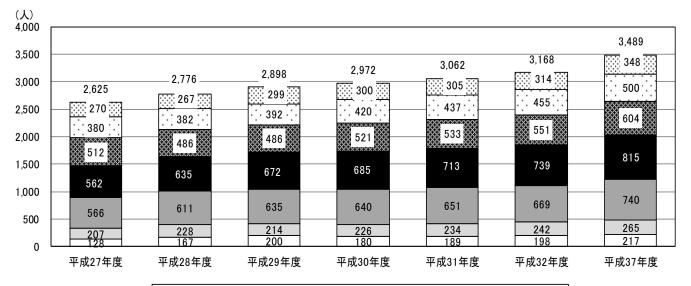
### (2) 要支援・要介護者数の推移・推計

### ①要支援・要介護者数の推移・推計

要支援・要介護者総数の推移をみると、平成29年9月末では2,898人となっており、増加傾向にあります。

推計をみると、平成30年度以降も増加傾向が続き、平成32年度は3,168人の見込みとなっています。また、平成37年度をみると、高齢者人口が減少に転じる見込みですが、後期高齢者数が増加することから3,489人の見込みとなっています。

### ■要支援・要介護認定者(2号被保険者含む)の推移と推計



□要支援1 □要支援2 □要介護1 ■要介護2 □要介護3 □要介護4 □要介護5

■要支援・要介護認定者(2号被保険者含む)の推移と推計

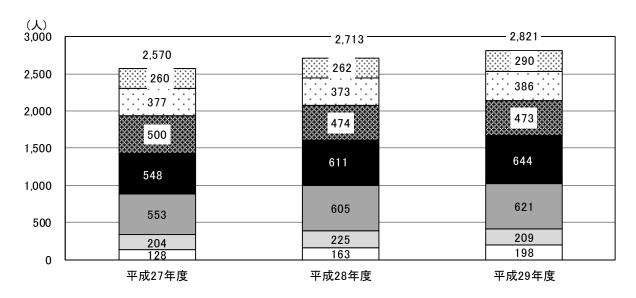
単位:人

	実績値				推訂	十値	
	平成						
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	37 年度
要支援1	128	167	200	180	189	198	217
要支援2	207	228	214	226	234	242	265
要介護 1	566	611	635	640	651	669	740
要介護2	562	635	672	685	713	739	815
要介護3	512	486	486	521	533	551	604
要介護4	380	382	392	420	437	455	500
要介護 5	270	267	299	300	305	314	348
総数	2, 625	2, 776	2, 898	2, 972	3, 062	3, 168	3, 489

### ②要支援・要介護者数 (第1号被保険者数) の推移

要支援・要介護者の認定者数のうち第1号被保険者数の推移をみると、平成27年度の2,570人から平成29年度の2,821人と251人増加しています。

### ■要支援・要介護認定者(第1号被保険者数)の推移



□要支援1 □要支援2 □要介護1 ■要介護2 □要介護3 □要介護4 □要介護5

■要支援・要介護認定者(第1号被保険者数)の推移

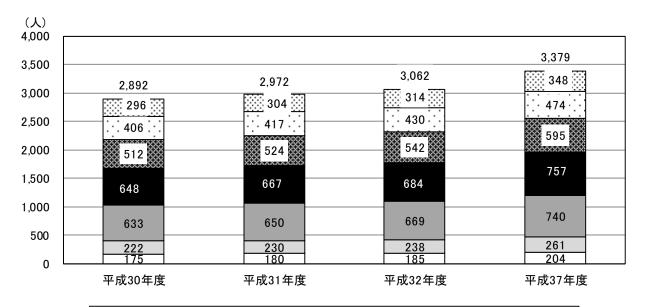
単位:人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
要支援1	128	163	198
要支援2	204	225	209
要介護 1	553	605	621
要介護 2	548	611	644
要介護3	500	474	473
要介護 4	377	373	386
要介護 5	260	262	290
認定者数計	2, 570	2, 713	2, 821
認定率	15. 1%	15. 6%	15. 9%

### ③要支援・要介護者数 (第1号被保険者数) の推計

要支援・要介護者の認定者数のうち第1号被保険者数の推計をみると、平成 30 年度の 2,892 人から平成 32 年度の 3,062 人と 170 人増加しています。また、平成 37 年度を みると、平成 30 年度と比べ 487 人の増加が予想されます。

■要支援・要介護者数(第1号被保険者数)の推計



□要支援1 □要支援2 □要介護1 ■要介護2 □要介護3 □要介護4 □要介護5

■要支援・要介護認定者(第1号被保険者数)の推計

単位:人

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
要支援 1	175	180	185	204
要支援2	222	230	238	261
要介護 1	633	650	669	740
要介護 2	648	667	684	757
要介護3	512	524	542	595
要介護 4	406	417	430	474
要介護 5	296	304	314	348
認定者数計	2, 892	2, 972	3, 062	3, 379
認定率	16. 1%	16. 4%	16. 7%	18. 5%

### (3)介護保険サービスの利用状況

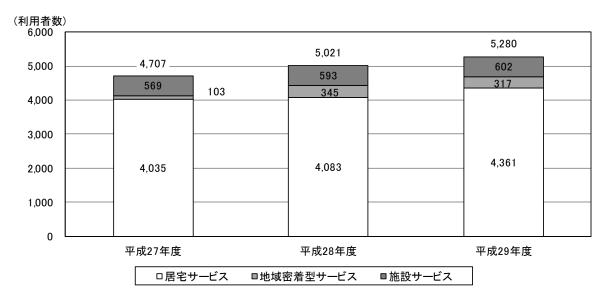
### (1)介護保険サービスの利用者数(介護予防含む)

介護保険サービスの利用者数をみると、居宅サービスは平成 27 年度の 4,035 人から平成 29 年度の 4,361 人と 326 人増加しています。

地域密着型サービスは平成 27 年度の 103 人から平成 29 年度の 317 人と 214 人増加 しています。

施設サービスは平成 27 年度の 569 人から平成 29 年度の 602 人と 33 人増加しています。

### ■サービス利用者数の状況



### ■介護サービス利用者数の状況

単位:人

介護サービス	平成27年度	平成28年度	平成29年度
(1)居宅サービス			
訪問介護	234	250	263
訪問入浴介護	32	30	29
訪問看護	101	98	100
訪問リハビリテーション	39	55	63
居宅療養管理指導	133	155	192
通所介護	675	484	513
通所リハビリテーション	246	257	290
短期入所生活介護	218	226	222
短期入所療養介護(介護老人保健施設)	23	13	11
短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)	1	2	2
福祉用具貸与	668	736	792
福祉用具購入費	15	16	15
住宅改修費	8	12	11
特定施設入居者生活介護	28	26	26
居宅介護支援	1,234	1,313	1,353
計	3,655	3,673	3,882
(2)地域密着型サービス			
定期巡回 · 随時対応型訪問介護看護	0	0	0
地域密着型通所介護	0	261	228
認知症対応型通所介護	3	1	0
小規模多機能型居宅介護	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	99	83	89
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
計	102	345	317
(3)施設サービス			
介護老人福祉施設	387	394	390
介護老人保健施設	170	189	200
介護療養型医療施設	12	10	12
計	569	593	602
合計	4,326	4,611	4,801

### ■介護予防サービス利用者数の状況

単位:人

介護予防サービス	平成27年度	平成28年度	平成29年度
(1)介護予防サービス			
介護予防訪問介護	25	28	21
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	6	9	20
介護予防訪問リハビリテーション	5	7	15
介護予防居宅療養管理指導	5	5	14
介護予防通所介護	79	75	60
介護予防通所リハビリテーション	37	47	86
介護予防短期入所生活介護	4	3	2
介護予防短期入所療養介護	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	44	50	48
介護予防福祉用具購入費	1	2	2
介護予防住宅改修費	1	3	8
介護予防特定施設入居者生活介護	4	6	9
介護予防支援	169	175	194
計	380	410	479
(2)地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	1	0	0
計	1	0	0
合計	381	410	479

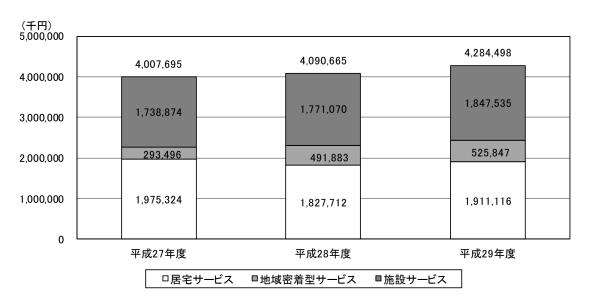
### ②介護保険サービスの給付費(介護予防含む)

介護保険サービスの給付費をみると、居宅サービスは平成 27 年度の約 19 億7千万円から平成 29 年度の約 19 億1千万円と約6千万円減少しています。

地域密着型サービスは平成 27 年度の約 2 億 9 千万円から平成 29 年度の約 5 億 2 千万円 と約 2 億 3 千万円増加しています。

施設サービスは平成 27 年度の約 17 億 3 千万円から平成 29 年度の約 18 億4千万円と 約1億1千万円増加しています。

#### ■サービス給付費の状況



※千円未満を四捨五入しているため、計算が合わない場合があります。 資料:厚生労働省「見える化」システム総括表

### ■介護サービス給付費の状況

介護サービス給付費の状況			単位:千円	
介護サービス	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
(1)居宅サービス				
訪問介護	142,181	161,722	171,242	
訪問入浴介護	18,300	16,852	18,734	
訪問看護	54,441	54,907	59,288	
訪問リハビリテーション	16,892	22,582	29,200	
居宅療養管理指導	18,990	18,892	23,248	
通所介護	681,584	511,946	514,791	
通所リハビリテーション	237,690	238,603	268,581	
短期入所生活介護	299,854	287,473	281,417	
短期入所療養介護(老健)	26,370	17,278	15,095	
短期入所療養介護(病院等)	1,216	4,805	6,938	
福祉用具貸与	106,603	116,453	122,338	
福祉用具購入費	5,591	5,813	5,796	
住宅改修費	10,980	13,399	11,553	
特定施設入居者生活介護	62,901	54,707	53,278	
居宅介護支援	215,782	225,278	231,742	
計	1,899,376	1,750,710	1,813,241	
(2)地域密着型サービス				
定期巡回·随時対応型訪問介護看護	0	0	0	
地域密着型通所介護	0	254,563	265,792	
夜間対応型訪問介護	0	0	0	
認知症対応型通所介護	3,264	527	0	
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	
認知症対応型共同生活介護	286,676	236,793	260,055	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	
計	289,939	491,883	525,847	
(3)施設サービス				
介護老人福祉施設	1,150,191	1,141,876	1,161,140	
介護老人保健施設	537,941	591,250	637,742	
介護療養型医療施設	50,742	37,944	48,652	
計	1,738,874	1,771,070	1,847,535	
合計	3,928,190	4,013,664	4,186,622	

### ■介護予防サービス給付費の状況

介護予防サービス	平成27年度	平成28年度	平成29年度
(1)介護予防サービス			
介護予防訪問介護	6,006	5,818	3,983
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	1,778	3,341	5,021
介護予防訪問リハビリテーション	1,562	2,722	4,884
介護予防居宅療養管理指導	499	582	1,726
介護予防通所介護	29,156	24,713	19,681
介護予防通所リハビリテーション	15,449	17,488	30,060
介護予防短期入所生活介護	2,667	1,057	547
介護予防短期入所療養介護(老健)	47	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	3,870	3,580	2,989
介護予防福祉用具購入費	415	558	505
介護予防住宅改修費	2,134	2,812	10,665
介護予防特定施設入居者生活介護	3,025	4,736	7,228
介護予防支援	9,339	9,596	10,588
計	75,948	77,001	97,875
(2)地域密着型介護予防サービス		·	
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	3,557	0	0
計	3,557	0	0
合計	79,505	77,001	97,875

単位:千円

# 2 アンケート調査からみる現状

### (1)調査概要

本計画の策定に先立ち、国の示す日常生活圏域ニーズ調査を踏まえ、当市における要介護認定を受けていない 65 歳以上の方の高齢者福祉に関する考えや意見、要支援・要介護認定者の生活実態を把握し、市が今後取り組むべき方向性や市に期待されている介護保険施策等の検討・立案に資する目的で実施しました。

### ①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

#### 【調査方法】

郵送

### 【調査期間】

平成 29 年 1 月 5 日~平成 29 年 1 月 29 日

#### 【調査対象者】

市内在住の満65歳以上(要介護1~5の方を除く)の方を対象に3,000名を無作為抽出。

### ②在宅介護実態調査

#### 【調査方法】

郵送・更新申請訪問調査時聞き取り

#### 【調査期間】

平成 29 年 1 月 5 日~平成 29 年 1 月 29 日

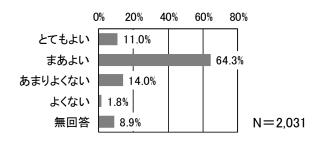
### 【調査対象者】

市内在住の要支援1・2,要介護1~5の方を対象に600名を無作為抽出,更新申請訪問時に聞き取り調査を200名。

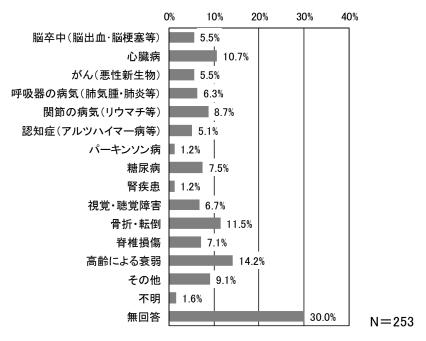
【配布・回収の状況】

	配布数	回収数	回収率	
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	3,000件	2,032件	67. 7%	
在宅介護実態調査	800件	618件	77. 2%	
숨 計	3,800件	2,650件	69. 7%	

- (2) アンケート調査からみる高齢者の実態
- ①健康について
- ■健康状態(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)



■介護・介助が必要になった原因(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)※複数回答可



・健康状態について、「とてもよい」「まあよい」の回答を合わせて約75%となっています。 また、介護・介助が必要となる主な原因については、「高齢による衰弱」「骨折・転倒」の 回答が多くなっています。

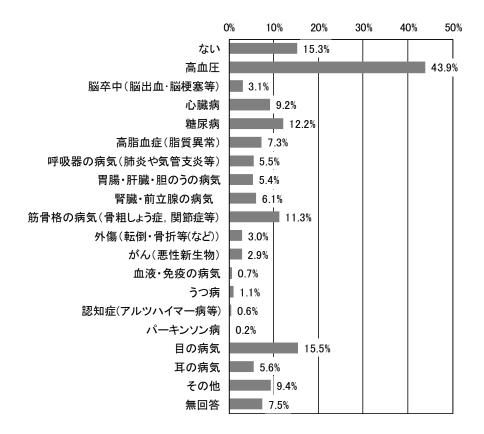
### ■健康づくりや趣味等のグループ活動への参加意向(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)

0% 20% 40% 60% 80% 100%
地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか

□是非参加したい□参加してもよい□参加したくない■無回答
N=2,031

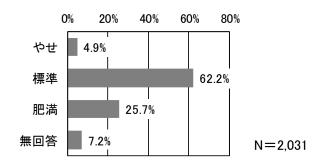
・健康づくり活動への参加について、「是非参加したい」「参加してもよい」を合わせた回答が5割以上となっています。

### ■現在治療中の病気(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)※複数回答可



N = 2.031

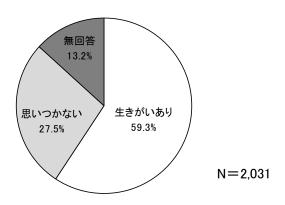
■BMIの状況(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)



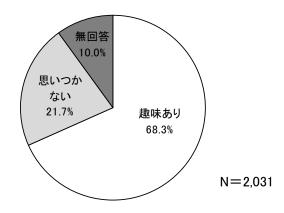
・現在治療中の病気について、「高血圧」の回答が4割以上と最も多く、「目の病気」「糖尿病」などが上位となっています。また、BMIの状況については、「標準」の回答が6割以上と最も高く、「肥満」の回答が2割を超えています。

### ②生きがいづくり・社会活動への参加

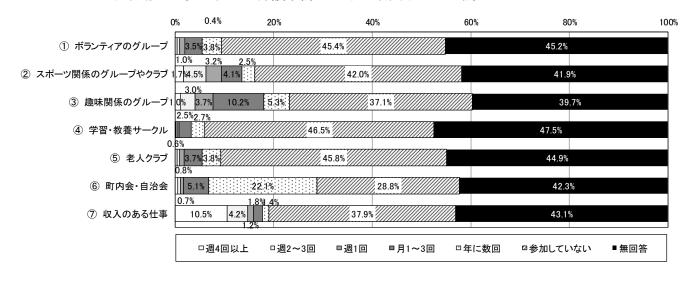
■生きがいについて(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)



■趣味について(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)



### ■地域活動への参加状況(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)

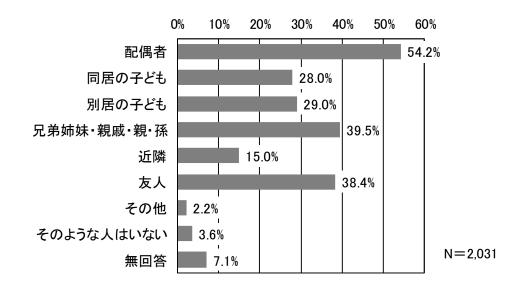


N = 2,031

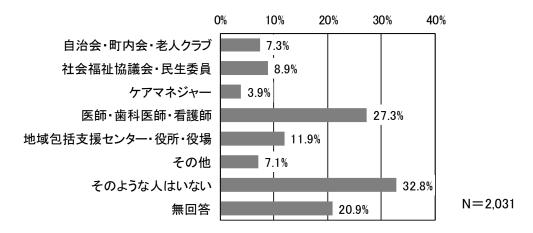
・毎日の生活において、「生きがいあり」の回答は約6割で、「生きがいが思いつかない」の回答は約3割となっています。趣味の有無については、「趣味あり」の回答が約7割、「思いつかない」の回答が約2割となっています。また、地域での活動について「どのくらいの頻度で参加していますか」の回答では、「参加していない」が多くなっています。

### ③生活支援体制整備

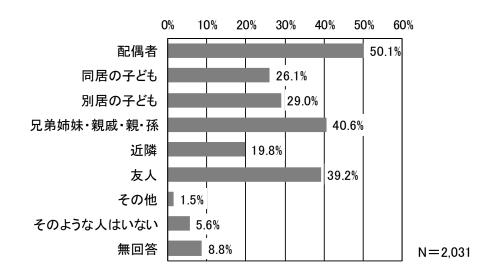
■心配事や愚痴を聞いてくれる人(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)※複数回答可



■家族や友人以外で、何かあったときに相談する相手(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査) ※複数回答可



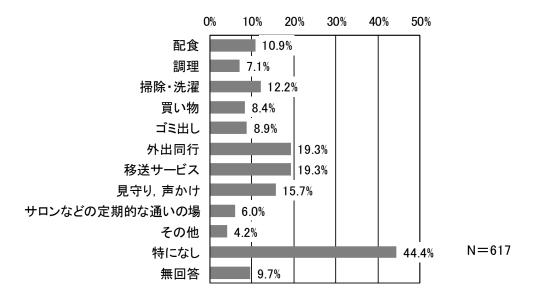
■心配事や愚痴を聞いてあげる人(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)※複数回答可



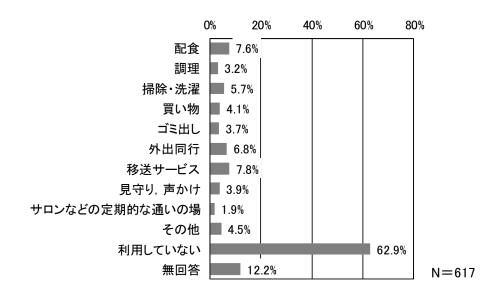
・まわりの人で心配事や愚痴を聞いてくれる人は「配偶者」が約半数を占めており、次いで「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が約4割となっています。家族や友人・知人以外での相談相手は「そのような人はいない」が約3割、「医師・歯科医師・看護師」も約3割となっています。また、心配事や愚痴を聞いてあげる人は「配偶者」が約半数を占めており、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が約4割となっています。

### ④高齢者の自立した生活を支えるサービスの充実

■在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて(在宅介護実態調査)※複数回答可

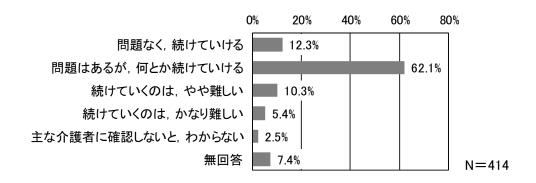


■介護保険以外の支援・サービスについて(在宅介護実態調査)※複数回答可

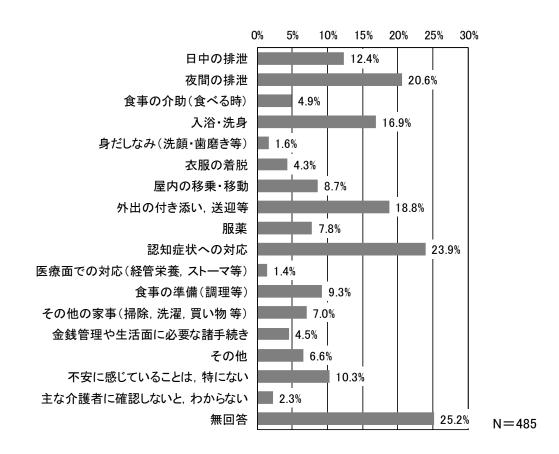


・在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについては、「外出同行」や「移送サービス」 の回答が約2割とやや多くなっています。介護保険以外のサービスについては、大きな差は ありませんが「移送サービス」「配食」の回答がやや多くなっています。

### ■介護と仕事の両立について(在宅介護実態調査)



### ■介護者が不安に感じる介護について(在宅介護実態調査)※複数回答可



・仕事と介護の両立については、「問題はあるが、何とか続けていける」が約6割となっています。介護者が不安に感じる介護については、「認知症状への対応」「夜間の排泄」が約2割となっています。

### (3) アンケート調査からの課題

#### ①介護予防について

介護・介助が必要となる主な原因について,「高齢による衰弱」「骨折・転倒」の回答が多くなっています。また,健康づくりや趣味等のグループ活動への参加意向について,「参加してもよい」の回答が多く,高齢者の健康づくりに対する関心度も高いことが伺えます。

高齢者への健康管理や健康(体力)づくりなど、高齢者が集まって運動ができる環境の整備や情報提供の充実を図ることが必要です。

今後は、健康を感じられるよう、一人ひとりの年齢や状況に応じた健康づくり、定期的な 受診(健診)をはじめとする疾病予防の取り組みの充実が課題です。

そして, 充実感や社会での役割を実感できるような, 一人ひとりの状況に応じた活動機会の増加や, 心の問題に対する相談体制の構築が課題です。

#### ②社会活動・ボランティア活動について

生きがいについて、「生きがいが思いつかない」の回答は約3割となっています。また、地域での活動への参加については、「参加していない」の回答が約4割を超えているものがあります。

今後, 高齢者が生きがいを見つけられるよう地域行事の計画や地域活動の支援を充実させることが重要であるとともに, 高齢者が社会参加できるボランティア活動を増加させ, 様々な活動への参加意欲を向上させるための環境づくりを支援することが重要です。

#### ③住み慣れた地域での暮らしについて

家族や知人以外で何かあったときに相談する相手について「そのような人はいない」の回答が3割以上となっています。

高齢者が病気やトラブルなどで困った時に相談する人(民生委員,ケアマネジャー,医師など)や機関(自治会,医療機関,役所など)の確保を行うことが重要です。さらには、相談窓口の周知を図ることが必要です。

### 4分護に向けた支援について

在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについては、「外出同行」「移送サービス」、「見守り、声かけ」などの回答が多くなっています。また、介護保険以外の支援やサービスについては、未利用の方が最も多くなっています。介護と仕事の両立については、半数以上の方が問題を感じつつも何とか続けている一方で、「認知症状への対応」「夜間の排泄」について、それぞれ約2割の方が不安に感じています。

今後は、可能な限り在宅での生活が継続していけるように、地域の様々な主体が連携し、協力しあい、医療・福祉サービスの充実を図るとともに、多様な介護ニーズに対応できるサービスの充実が課題となっています。

様々なサービスに関連する必要な情報を手軽に入手できるよう、広報紙やガイドブックなどを活用し、それぞれのニーズに沿った情報発信を推進していくことが課題です。

### (4)介護予防・日常生活圏域ニーズ調査による圏域分析

厚生労働省が運用している地域包括ケア「見える化」システムにおいて、実施した「介護 予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果をアップロードすることによって、各リスクの判定 を行っています。この資料は、「見える化」システムから算出された各リスクを整理し、グラ フにしています。

※地域包括ケア「見える化」システム: 都道府県・市町村における介護保険事業(支援)計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システムです。

### ①総括表

<u>【全体】</u>								(単位:%)
	運動器機能	栄養改善	स्राक्ट 咀嚼機能	閉じこもり	認知症	うつ	IADL	転倒
国平均	17.5	7.3	32.1	22.2	44.8	39.8	9.8	33.2
常総市	12.2	4.6	28.9	21.0	42.0	31.1	5.3	30.6
水海道中学校区	11.3	4.7	25.1	20.7	42.1	35.7	3.7	30.4
鬼怒中学校区	13.0	5.1	25.1	18.6	42.1	29.4	5.6	32.6
水海道西中学校北地区	11.8	7.0	30.3	23.8	42.0	27.7	6.0	24.0
水海道西中学校南地区	12.2	6.2	30.4	22.7	47.5	30.1	5.4	31.6
石下中学校区	13.3	3.5	29.9	20.9	37.2	28.3	5.9	30.1
石下西中学校区	11.9	2.7	33.9	21.7	42.6	32.0	6.4	34.3

【男性】								(単位:%)
	運動器機能	栄養改善	स्राप्त्र 咀嚼機能	閉じこもり	認知症	うつ	IADL	転倒
国平均	5.3	2.2	14.0	8.4	18.7	16.5	4.3	13.4
常総市	3.4	1.7	13.7	8.5	18.6	13.2	2.5	12.8
水海道中学校区	2.6	2.1	11.3	8.7	17.1	16.4	1.4	12.7
鬼怒中学校区	3.7	2.7	12.3	5.8	20.5	12.7	1.9	12.7
水海道西中学校北地区	3.5	2.6	16.5	11.3	22.1	13.0	3.8	11.1
水海道西中学校南地区	4.3	2.1	12.7	9.3	20.7	13.3	2.6	14.5
石下中学校区	3.1	1.1	14.2	6.8	15.2	9.7	2.9	9.9
石下西中学校区	3.3	0.7	17.1	9.6	18.9	13.1	2.7	15.7

【女性】							(単位:%)	
	運動器機能	栄養改善	<sup>そしゃく</sup> 咀嚼機能	閉じこもり	認知症	うつ	IADL	転倒
国平均	12.2	5.1	18.1	13.8	26.2	23.3	5.5	19.8
常総市	8.8	2.9	15.2	12.5	23.4	17.9	2.8	17.8
水海道中学校区	8.7	2.6	13.8	12.0	25.0	19.3	2.3	17.7
鬼怒中学校区	9.3	2.4	12.8	12.8	21.6	16.7	3.7	19.9
水海道西中学校北地区	8.3	4.4	13.8	12.5	19.9	14.7	2.2	12.9
水海道西中学校南地区	7.9	4.1	17.7	13.4	26.8	16.8	2.8	17.1
石下中学校区	10.2	2.4	15.7	14.1	22.0	18.6	3.0	20.2
石下西中学校区	8.6	2.0	16.8	12.1	23.7	18.9	3.7	18.6

※ I A D L: 高齢者の生活自立度の指標で、家事全般、金銭管理、服薬管理、外出等の能力の判断基準として用いられます。

### ②圏域の特徴

### 水海道中学校区

うつリスクのみ圏域中最も高くなっています。しかし、運動器機能リスク、IADL判定は圏域中最も低くなっており、閉じこもりリスク、転倒リスクに関しても低い傾向がでています。全体的にみると、うつリスクなどは注意が必要な項目となっていますが、運動面などは健康状態を保っている高齢者の割合が多くなっており、項目によって差が出ている圏域といえます。

### 鬼怒中学校区

突出して高い割合の項目はありませんが、運動器機能リスク、転倒リスクは、圏域中2番目に高い数値がでています。また、閉じこもりリスクは圏域中最も低くなっており、咀嚼機能リスク、うつリスクも低い傾向がでています。

### 水海道西中学校北地区

栄養改善リスク、閉じこもりリスクが圏域中最も高くなっており、IADL判定に関して も2番目に高くなっています。しかし、うつリスク、転倒リスクに関しては圏域中最も低く なっており、認知症リスクに関しても低い傾向にあります。

### 水海道西中学校南地区

認知症リスクのみ圏域中最も高くなっており、栄養改善リスク、閉じこもりリスクに関しても圏域中2番目に高くなっています。また、IADL判定に関しては圏域中2番目に低くなっています。

### 石下中学校区

運動器機能リスクのみ圏域中最も高くなっています。認知症リスクは圏域中最も低くなっており、栄養改善リスク、うつリスク、転倒リスクに関しても2番目に低い傾向となっています。全体的にみると、健康に注意をしている高齢者が多い圏域といえます。

### 石下西中学校区

望崎機能リスク、IADL判定、転倒リスクが圏域中最も高くなっており注意が必要です。また、栄養改善リスクでは、圏域中最も低くなっており、栄養面で注意をしている高齢者が多い圏域といえます。

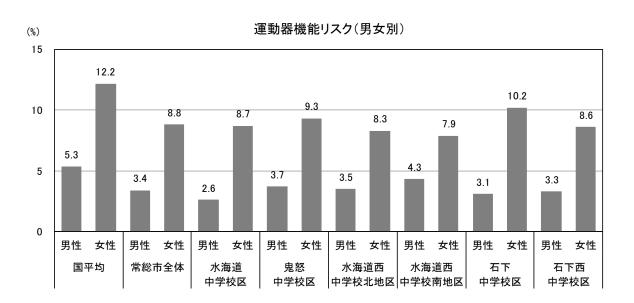
### ③常総市と国平均の比較

全ての項目において、国平均の数値を下回っています。特に、うつリスクでは国平均と比較すると8ポイント以上低くなっており、運動器リスクでも5ポイント以上低くなっています。また、閉じこもりリスク、認知症リスクに関しては、やや注意が必要であるといえます。

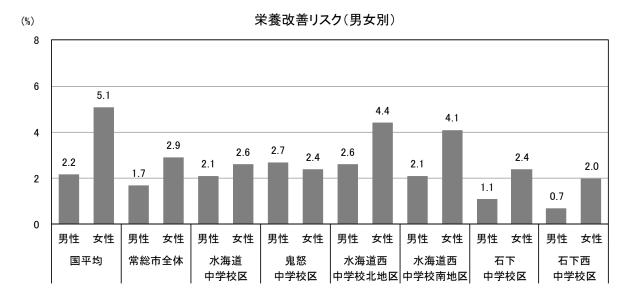


## ④各リスクによる圏域の状況

## ○運動器機能リスク



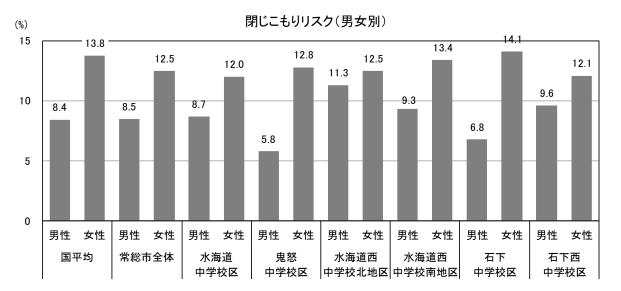
#### 〇栄養改善リスク



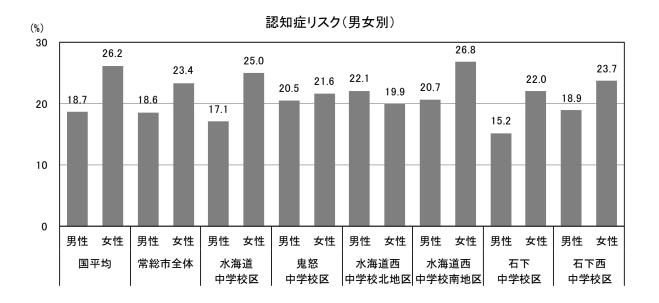
# ○咀嚼機能リスク

そしゃく 咀嚼機能リスク(男女別) (%) 20 18.1 17.7 17.1 16.8 16.5 15.7 15.2 14.2 14.0 13.8 13.8 15 13.7 12.8 12.7 12.3 11.3 10 5 男性 女性 国平均 常総市全体 水海道 鬼怒 水海道西 水海道西 石下 石下西 中学校区 中学校区 中学校北地区 中学校南地区 中学校区 中学校区

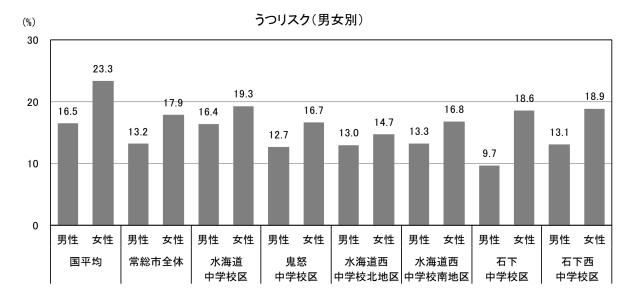
## O閉じこもりリスク



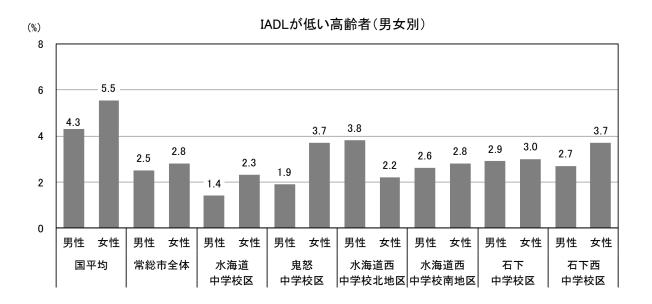
## ○認知症リスク



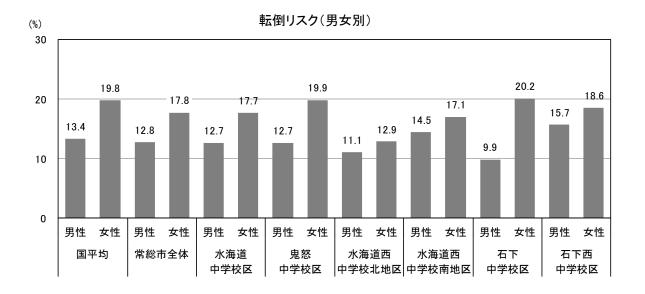
## Oうつリスク



## ○ⅠADLが低い高齢者



## ○転倒リスク



## 第3章 計画の基本理念・基本目標

## 1 基本理念

### (1) 憲法第25条・第13条の理念

憲法第 25 条は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」 とし、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進 に努めなければならない。」と規定しています。今日では、社会福祉、なかでも高齢者や障が い者を対象とした福祉を推進するためには、この第 25 条の実現を基礎として、第 13 条に 規定する「個人としての尊重」「幸福追求権」を骨格に据えた展開が求められています。

介護保険法及び老人福祉法による計画には、本来こうした憲法理念の実現をめざすことが 求められています。

#### (2)介護保険法の理念

介護保険法第1条「目的」では、要介護者等が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立 した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係わる 給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設けるとしています。

介護保険制度は、介護を社会的に支える仕組みをつくると同時に、「在宅重視」を基本に、 要介護者等の自立支援をとおして「生活の質」の向上を目指すものといえます。

## (3) 常総市における理念

## 安心して いきいきと暮らせる 支え合いのまちづくり

高齢者の尊厳を保持し、自立を支援する介護保険全体を貫く理念を実現して、認知症や介護が必要になっても安心して住み慣れた地域で暮らすことのできるまちづくりを推進します。

その人なりの環境にあわせて地域の支え合い活動や社会的活動に自主的に参加し、あたたかい地域づくりを推進します。

介護が必要な状態になることを予防し、だれもが健康長寿をよろこべるまちづくりを推進 します。

支援を必要とする方の家族の営みを見守り、地域で支え合いの輪をつくります。

## 2 地域包括ケアシステムの推進

地域包括ケアシステムとは, 高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的としつつ, 可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することを目指す, 包括的な支援・サービス提供体制のことです。

地域包括ケアシステムの推進に向けては,医療と介護の連携推進,介護サービスの充実強化,予防の推進,見守りや権利擁護,住まいのバリアフリー化など,さまざまな視点での取り組みが、包括的・継続的に行われることが必須となります。

高齢者の多くは、要介護状態になっても、住み慣れた地域で生活を続けたいという希望を もっており、生活の場をできる限り変えることなく、住み慣れた地域で、必要なサービスを 受けられる体制をより推進していくことが必要です。

団塊の世代が 75 歳となる平成 37 年を見据え、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、「介護」・「予防」・「医療」・「生活支援」・「住まい」の5つのサービスが一体的に提供される、地域包括ケアシステムの各種取り組みを推進します。

#### (1)介護予防と健康づくりの推進

高齢者が生きがいを持ち、充実した生活を送るためには、健康が何より重要となります。 高齢者の生きがい活動や介護予防事業の充実を図るとともに、高齢期の健康に対する意識を 高める取り組みを推進していくことが必要とされており、生きがいづくりや健康づくり、介 護予防・日常生活支援総合事業の充実、社会活動への参加促進等を通じて、高齢者ができる だけ長く住み慣れた地域で元気で暮らせるように支援していきます。

#### (2) 生活支援サービスの充実

高齢になっても、地域で安心して暮らし続けるためには、医療や介護サービスだけでなく、相談、見守り、権利擁護等の在宅生活を継続するための日常的な生活支援の充実が必要とされています。このため、ひとり暮らし高齢者への支援や高齢者への虐待防止、権利擁護の推進、家族介護者支援の充実等、行政が実施するサービスの充実を図るとともに、NPO、ボランティア、民間企業等の多様な事業主体による重層的な支援体制を構築していきます。

### (3)介護サービスの充実

介護サービスは、高齢者の生活を支える基幹制度として地域に定着してきましたが、平成37年を見据えた地域包括ケアシステムの推進に向けて、さらなる充実が必要とされています。認知症があっても、要介護・要支援状態となっても、高齢者が地域で安心して暮らすことができるように、居宅サービスや地域密着型サービスの円滑な提供を図ります。

また、良質なサービスの提供が可能となるように、福祉人材の育成・支援やサービスの質の向上のための取り組みにも力を入れていくとともに、介護する家族の負担を軽減するために、家族支援の充実も図ります。

#### (4)医療との連携強化

高齢化の進行に伴い,認知症高齢者や在宅で医療的ケアを受けている要介護認定者への支援など,在宅医療の果たす役割は,ますます重要になっています。国は効率的かつ質の高い医療提供体制や地域包括ケアシステムの構築のために,地域における医療・介護の総合的な確保を図るための改革を実施しています。このような動向を踏まえ,当市でも,県や医師会との連携を図るとともに,地域における在宅医療・介護連携の推進や,認知症理解と予防の推進,認知症本人支援の充実を図っていきます。

## (5) 住まいと生活環境の確保

高齢者が地域で生活するための基盤となるのは、安心して暮らせる住まいの存在です。高齢者が必要とする多様な住まいが整備され、本人の希望と経済力にかなった住まいが確保されていることは、地域包括ケアシステムの前提となります。このため、生活環境の整備や交通安全対策、防災・防犯対策等高齢者が暮らしやすい地域づくりに努めます。



# 3 基本目標

計画の理念を実現するため、次の3つの基本目標を設定して、施策の体系を組み立てて、 事業推進を図ります。

# 基本目標1 高齢者の社会参加の促進と住みよいまちづくり

地域での社会参加を通じて、高齢者の知識・技術・経験を積極的に活かすことができるよう、活動の場所や機会の確保を進めます。

また, 高齢者福祉の面では, サービスを受ける側だけでなく, サービスの提供者としても 大きな期待が寄せられるため, 積極的な地域貢献活動への参加を促進していきます。

## 基本目標2 高齢者の自立を支援するまちづくり

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、最適なサービスの提供体制を総合的に確立するとともに、地域のネットワークづくりを強化します。

また,交通事故防止や災害支援対策等を推進し,住みよい地域環境の整備を図ります。

# 基本目標3 介護予防・支え合い活動のまちづくり

介護保険事業・地域支援事業を充実するとともに、高齢者の生活を支える介護保険・高齢者福祉・医療の各サービスが互いに連携をとりながら最適なサービスが受けられるような仕組みづくりを推進します。

## 4 日常生活圏域

## (1)日常生活圏域の設定

要介護高齢者等が日常的に生活している身近な地域で、包括的な地域ケア体制を構築する ために、地理的条件、人口、交通事情に加えて介護サービスの施設や事業所の設置状況など を考慮して、「日常生活圏域」を設定しています。(厚生労働大臣「基本指針」)

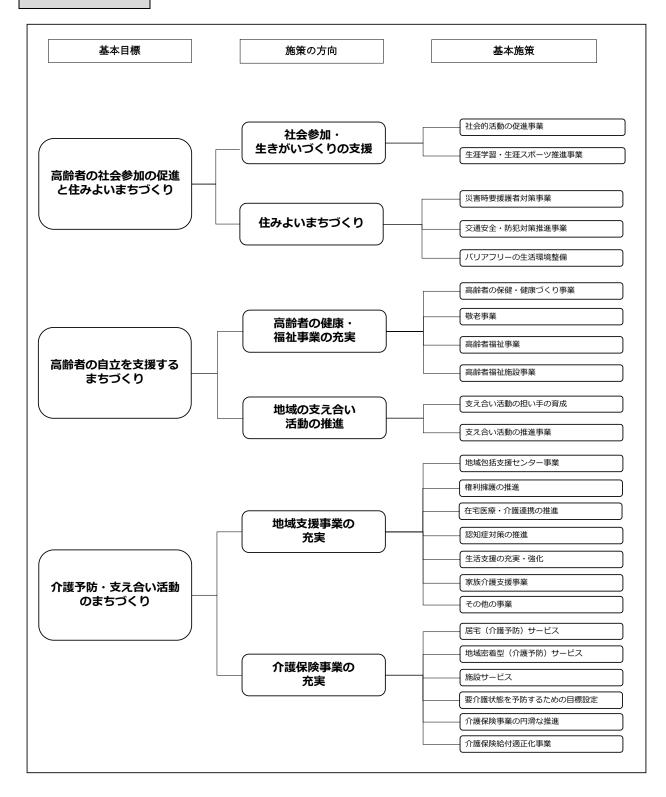
当市では、日常生活圏域を「水海道中学校区」「鬼怒中学校区」「水海道西中学校北地区」「水海道西中学校南地区」「石下中学校区」「石下西中学校区」の6圏域とし、身近な地域での多様なサービス提供に引き続き、努めていきます。

## (2)日常生活圏域の概況

単位:人, 箇所

	水海道	鬼怒	 水海道西	水海道西	石下	石下西
	中学校区	中学校区	中学校北地区	中学校南地区	中学校区	中学校区
人口	13, 478	6, 367	10, 163	9, 814	12, 401	11, 967
高齢者数	3, 988	2, 047	3, 152	2, 468	3, 275	2, 852
前期高齢者	1, 982	1, 042	1, 623	1, 417	1, 690	1, 566
後期高齢者	2, 006	1, 005	1, 529	1, 051	1, 585	1, 286
高齢化率	29. 6%	32. 2%	31.0%	25. 1%	26. 4%	23. 8%
認定者数	692	358	491	367	513	422
認定率	17. 4%	17. 5%	15. 6%	14. 9%	15. 7%	14. 8%
居宅介護支援	3	2	6	1	4	1
事業所	S	2	0	ļ	4	ı
認知症対応型	1	1	3	0	0	3
共同生活介護	1	•	3	U	U	3
介護老人福祉	1	1	2	1	1	1
施設	'	'	2	ı		1
介護老人保健	0	0	1	1	0	0
施設	V	U		'	U U	U
介護療養型	0	0	1	0	0	0
医療施設			ľ		V	O

# 5 施策の一覧



## 第4章 施策の展開

## 基本目標1 高齢者の社会参加の促進と住みよいまちづくり

#### 【現状・課題】

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果をみると、地域活動への参加に対する意識は低くなっています。また、趣味に関しては、約7割の方があると回答しており、生きがいに関しては、約6割の方があると回答しています。

高齢者が自ら生きがいを持って生活していくことは、健康な生活を保持していくことや、 健康の増進につながることから、高齢者が社会や家庭などで得た豊富な知識や経験を活かし て生きがいのある生活を送ることができるよう、多様な社会参加の機会づくりをいっそう支 援していくことが必要となっています。

また, 高齢者の地域での生活においては, 交通事故や災害, 消費者被害等犯罪にまきこまれる危険も増えており, 健康・生命, 暮らしを守る地域環境づくりの推進が欠かせません。

## 【基本目標】

地域での社会参加を通じて、高齢者の知識・技術・経験を積極的に活かすことができるよう、活動の場所や機会の確保を進めます。

また,高齢者福祉の面では,サービスを受ける側だけでなく,サービスの提供者 としても大きな期待が寄せられるため,積極的な地域貢献活動への参加を促進して いきます。

## 基本目標 1 高齢者の社会参加の促進と住みよいまちづくり

施策の方向

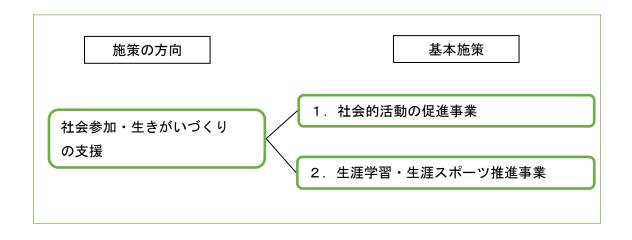
## 1 社会参加・生きがいづくりの支援

#### 2 住みよいまちづくり

## 施策の方向1 社会参加・生きがいづくりの支援

高齢者の多様性・自発性を十分に尊重しながら、これまでの事業を充実させていくことを 基本とし、年齢にとらわれることなく自由に学習機会を選択し学ぶことができる生涯学習事業の充実とともに、生涯スポーツの充実を目指します。

- ①高齢者の知識と経験をできるだけ活用して社会的活動の機会の拡大を図ります。
- ②高齢者対象の生涯学習事業・生涯スポーツ事業の振興を図ります。



#### 1-1-1. 社会的活動の促進事業

シルバー人材センター事業やシルバークラブの活動は、高齢者の社会参加、自らの生きが い活動の場として重要な位置を占めており、今後も事業を継続します。

また、教育・保育施設等での世代間交流事業は高齢者の生きがいを向上させるとともに、 子どもの健全育成の視点から今後も支援していきます。

#### ①シルバー人材センターの運営費補助事業

〇元気な高齢者が労働意欲を持ち、社会参加をすることにより福祉の増進を図るため、シル バー人材センターの運営に寄与します。

	単位	実績値			計画値		
	単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
会員数	人	404	387	380	400	410	430
受注件数	件	2, 855	2, 892	2, 800	2, 900	2, 950	3, 000
受注金額	千円	184, 944	195, 965	185, 480	190, 000	195, 000	200, 000

## ②シルバークラブ活動等社会活動促進事業

〇シルバークラブ旧市町連合会及び単位クラブへ補助金を交付し、明るく豊かな高齢化社会 の形成と福祉の増進を図ります。

	出任	実績値			計画値			
	単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	
クラブ数	クラブ	54	53	49	50	50	50	

#### 1-1-2. 生涯学習・生涯スポーツ推進事業

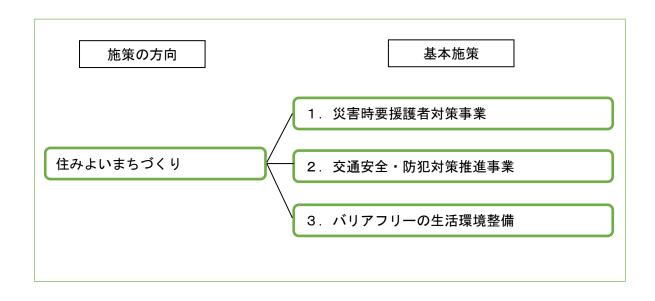
高齢者のニーズに対応して文化的活動やスポーツ・レクリエーション活動などの生涯学習 事業を公民館や市内社会体育施設並びに公園等において推進します。

また,「常総市スポーツ推進計画」により,市民の誰もが,その年齢や体力,関心,適性等に応じて,いつでも,どこでも,いつまでもスポーツに親しむことができ,健康で明るく活気に満ちた生活と活力ある生涯スポーツ社会の実現を目指します。

## 施策の方向2 住みよいまちづくり

高齢者や障がいのある人が、転倒の危険を感ずることなく安心して安全に生活し、社会参加できるように、住宅、道路、施設やまちなかなど地域の生活環境のバリアフリー環境を推進し、高齢者や障がいのある人が交通事故や犯罪、災害の危険にあわないように地域の関係機関の効果的な連携、市民団体・ボランティアなどによる共同支援の体制を推進していきます。

- ①地域防災計画により、高齢者の避難支援等にかかる協力体制の構築を図ります。
- ②交通事故や犯罪の危険に高齢者があわないようにするとともに、都市・居住環境の整備を図ります。
- ③障がい者プランの推進により、バリアフリーの生活環境の整備を図ります。



## 1-2-1. 災害時要援護者対策事業

- ①避難行動要支援者対策の推進(防災危機管理課)
- 〇災害が発生,または発生のおそれがある場合,地域防災計画により要配慮者対策を行うため,避難行動要支援者名簿や個別計画の作成,避難支援等関係者の協力体制の構築を図ります。

#### 1-2-2. 交通安全 防犯对策推進事業

- ①交通安全指導・教育の推進(生活環境課)
- 〇シルバークラブや保育所・幼稚園等における高齢者・児童に対する交通安全教室を開催し、 交通安全教育、指導を実施します。

### ②高齢者運転免許証自主返納支援事業(生活環境課)

〇平成30年1月1日より,自主的に運転免許証を返納した高齢者に対し,申請により1回 限り,予約型乗合交通「ふれあい号」の利用券2万円分を交付します。

## ③消費者生活センター相談事業(商工観光課)

〇専門の相談員を2名配置し、消費生活全般に関する苦情や問い合わせ、相談業務を行って おり、消費者被害の未然防止と被害の早期発見・救済への取り組み、高齢者等に対する被 害防止対策を進めます。

	単位	実績値			計画値		
	中世	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
窓口開設 日数	件数	192	192	240	240	240	240

## 1-2-3. バリアフリーの生活環境整備

- ①公共施設などの整備(行政経営課)
- ○常総市障がい者プランに基づき, 市民の利用機会が多い公共施設等のバリアフリーのまちづくりを推進します。

## ②予約型乗合交通ふれあい号の運行事業(行政経営課)

〇高齢者を含めて市民が安全で安心に移動できる交通手段を確保するため、常総市予約型乗 合交通ふれあい号の運行を行っています。



## 基本目標 2 高齢者の自立を支援するまちづくり

#### 【現状・課題】

在宅介護実態調査の結果をみると、在宅生活の継続に必要と感じる支援サービスについては、約4割の方が特にないと回答している一方で、外出支援や移送サービス等、何らかの支援サービスが必要と答えています。

高齢者が安心して生活していくためには、日常の様々な場面におけるきめ細やかな支援が 求められることから、地域で暮らす高齢者とその家族が安心して快適な生活を送ることがで きるよう、在宅福祉サービスの充実をよりいっそう推進していく必要があります。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、最適なサービスの提供体制 を総合的に確立するとともに、地域のネットワークづくりを強化します。

また、交通事故防止や災害支援対策等を推進し、住みよい地域環境の整備を図ります。

#### 【基本目標】

基本目標2 高齢者の自立を支援するまちづくり

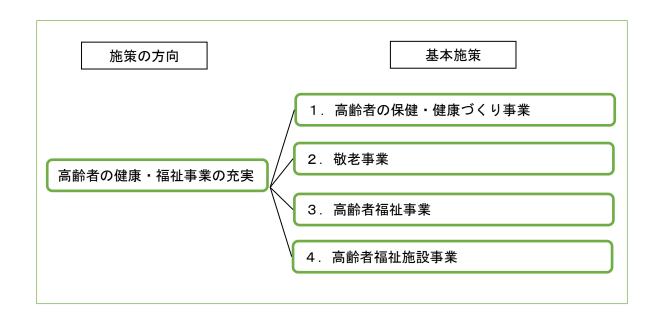
施策の方向

- 1 高齢者の健康・福祉事業の充実
- 2 地域の支え合い活動の推進

#### 施策の方向1 高齢者の健康・福祉事業の充実

高齢者の医療については、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、75歳以上の方を対象とした後期高齢者医療制度により、医療の確保が図られています(注)。75歳未満の方の医療保険加入者に対しては、主にメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)対策として、特定健康診査・特定保健指導が実施されており、当市の国民健康保険では第3期「特定健康診査等実施計画」及び第2期「国民健康保険保健事業計画(データヘルス計画)」により、健康づくり事業を推進しています。

- (注)後期高齢者医療制度:75歳以上の方と65歳以上74歳以下で一定の障がいがあると認められた方を被保険者とする医療保険制度で、茨城県後期高齢者医療制度広域連合が運営しています。
- ①高血圧や糖尿病等生活習慣病を予防する事業を推進すると共に、高齢者の健康の維持・増 進に向けて健康づくり事業を充実します。
- ②低所得の高齢者のための福祉事業・福祉施設の充実を図ります。



### 2-1-1. 高齢者の保健・健康づくり事業

- ①特定健康診査・特定保健指導(健康保険課)
- 〇特定健康診査: 40 歳~74 歳の国民健康保険加入者を対象に、生活習慣病の発症や重症 化を予防することを目的に、メタボリックシンドロームに着目した健康診査を実施します。
- 〇特定保健指導:特定健康診査の結果から、メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍等の方が、身体の状況や生活習慣の改善の必要性を理解し、自己管理ができるよう支援します。
- ○後期高齢者医療制度加入者を対象に、高齢者健康診査を実施します。

#### ②ドック検診事業 (健康保険課)

〇国民健康保険の加入者の(30歳~74歳)と、後期高齢者医療制度加入者(75歳以上) を対象に、人間ドック・脳ドック検診費用を助成します。

#### 2-1-2. 敬老事業

#### ①敬老祝金給付事業

〇高齢者(77歳・88歳・99歳)に敬老祝金を支給して敬老の意を表し、福祉の増進を図ります。

	出仕		実績値			計画値		
	単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	
支給者	人	944	941	1, 011	1, 134	1, 160	1, 326	

#### ②長寿をたたえる事業

○88 歳到達者

#### ○100 歳到達者及び最高齢者

	単位	実績値			計画値		
	半世	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
贈呈者 (88 歳到達 者)	人	352	339	313	390	400	400
贈呈者 (100歳到 達者及び最 高齢者)	Д	18	14	17	22	30	30

## ③記念品贈呈事業

#### ○金婚者

## ○ダイヤモンド婚者

	単位	実績値			計画値			
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	
贈呈(金婚者)	組	120	109	120	120	120	120	
贈呈 (ダイヤモ ンド婚者)	組	39	30	30	30	30	30	

## 2-1-3. 高齢者福祉事業

### ①老人福祉車購入費助成事業

O65 歳以上で、歩行の際、常時杖等を必要とする方に、老人福祉車の購入費の一部を助成します。

	出什	実績値			計画値		
	単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
利用者数	人	26	19	15	18	18	18

## ②はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業

○70 歳以上の高齢者にはり・きゅう・マッサージ施術に係る費用の一部を助成し、その健康保持と心身の安定を図ります。

	出生	実績値			計画値			
	単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	
利用枚数	枚	252	357	345	350	350	350	

#### ③愛の定期便事業

○65 歳以上のひとり暮らしの高齢者に対し、定期的に乳製品を配布するとともに安否確認 と孤独感の解消を図ります。

	出生	実績値			計画値		
	単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
利用者数	人	250	282	279	300	300	300

#### 4)老人日常生活用具給付等事業

〇在宅で寝たきりの高齢者やひとり暮らしの高齢者等に対し、日常生活用具を給付、または 貸与することにより、介護者の負担軽減や日常生活の便宜を図ります。(緊急通報装置・火 災警報器・自動消火器・電磁調理器)

	出什	実績値			計画値			
	単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	
利用者数	人	205	164	165	200	200	200	

#### ⑤寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

〇65 歳以上の単身世帯,または高齢者のみの世帯で、心身の障がい等により寝具の衛生管理が困難な方に、1人につき年間1回程度、業者が丸洗い乾燥消毒サービスを行います。

	出	実績値			計画値			
	単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	
利用者数	人	10	9	8	7	7	7	

#### ⑥理髪サービス事業

〇外出することが困難な 65 歳以上の寝たきり、または認知症高齢者に対し、理容師等を派遣し理髪サービスを行います。

	単位		実績値			計画値	
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
利用枚数	枚	167	164	156	150	150	150

#### ⑦介護職員初任者研修受講支援事業

○家族介護の経験者が介護職員初任者研修を受講する際に受講費用の一部を助成することに より、介護経験者の社会での活躍の促進と住民福祉の向上を図ります。

	単位		実績値			計画値	
	単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
申請者数	人	0	0	3	3	3	3

## 2-1-4. 高齢者福祉施設事業

### ①養護老人ホーム入所措置事業

O65 歳以上の者でやむを得ない事由により介護保険上の介護保険施設に入所困難な方への 措置や環境上の理由、または経済的な理由により、居宅での養護が困難な方の措置を行い ます。(老人福祉法第 11 条)

	単位		実績値			計画値	
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
施設数	箇所	3	3	3	3	3	3
入所者	人	21	18	19	20	20	20

## ②ケアハウス

○原則として 60 歳以上の身体機能の低下や高齢等により、独立した生活を行うには不安のある方で、家族による援助の困難な方が利用できる施設で、利用は施設と利用者の契約によります。

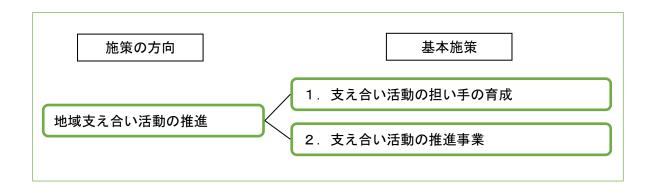
	単位		実績値			計画値	
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
施設数	箇所	3	3	3	3	3	3
入所者	人	80	80	80	80	80	80

## 施策の方向2 地域の支え合い活動の推進

地域での支え合い活動を推進していくにあたって、活動の担い手を育成していくこと、活動自体を推進していくことは重要です。

市民の自主的な介護予防活動をさらに拡充し、地域の支え合い活動の担い手を幅広く育成することに加えて、まだ参加していない高齢者が活動に参加するように促進することが必要となっています。

- ①介護予防推進員、認知症サポーターの育成と地域での活動促進を図ります。
- ②常総市社会福祉協議会の福祉事業等との連携を推進するとともに、日常生活を支援するサービスを実施する住民主体のボランティアグループ等を育成し、活動促進を図ります。



## 2-2-1. 支え合い活動の担い手の育成

#### ①介護予防推進員の養成・活動支援

〇介護予防推進員に関する広報活動の強化,養成研修・現任研修等の内容の充実,地域での 介護予防推進員主催の教室開催支援等,介護予防推進員活動への支援体制の充実を図りま す。

	単位		実績値			計画値	
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
介護予防 推進員	人	227	218	233	230	240	250

### ②認知症サポーターの養成

○認知症について市民の理解を深められるように,認知症サポーター養成講座を企業,小中 学校等とも連携をして実施します。

	単位		実績値			計画値	
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
認知症 サポーター	人	1, 450	1, 519	1, 638	1, 700	1, 850	2, 000

## ③ボランティア・市民活動センター(社会福祉協議会)

○市民活動やボランティア活動のコーディネート,ボランティアの育成,活動の活性化を図るための事業を行います。

	単位	実績値			計画値		
	単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
ボランティ ア団体	団体	79	60	65	70	70	70
ボランティ ア人員計	人	3, 098	2, 299	2, 509	2, 600	2, 600	2, 600
ボランティ ア養成養成 講座参加 実数	人	198	236	191	200	200	200

## 2-2-2. 支え合い活動の推進事業

- ①ふれあい・いきいきサロン活動支援事業(社会福祉協議会)
- 〇高齢者をはじめ誰もが楽しく気軽に参加できる「地域のたまり場」活動が、それぞれの地域で自主的に運営していけるように支援します。(食事会、茶話会、ゲーム・健康体操等)

#### ②日常生活自立支援事業(社会福祉協議会)

○認知症などにより判断能力が不十分な高齢者に対して、福祉サービスの利用手続きや利用 料の支払い手続き、書類管理等の支援を行います。

	単位	実績値			計画値		
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
実利用者数	人	59	53	56	58	58	58



## 基本目標3 介護予防・支え合い活動のまちづくり

#### 【現状・課題】

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果をみると、介護・介助が必要になった原因については高齢による衰弱や骨折・転倒が多くなっています。

また、在宅介護実態調査の結果をみると、介護者が不安に感じる介護については、認知症への対応が最も多くなっています。

高齢者ができる限り要介護状態になることなく、たとえ要介護状態になっても悪化しないようにするという介護予防の考えをより進めることが必要です。

また、要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者への地域支援事業での介護予防を重視した施策の推進を図り、要支援・要介護状態の防止を図ることが必要です。

介護保険事業・地域支援事業を充実するとともに、高齢者の生活を支える介護保 険・高齢者福祉・医療の各サービスが互いに連携をとりながら最適なサービスが受 けられるような仕組みづくりを推進します。

#### 【基本目標】

基本目標3 介護予防・支え合い活動のまちづくり

施策の方向

1 地域支援事業の充実

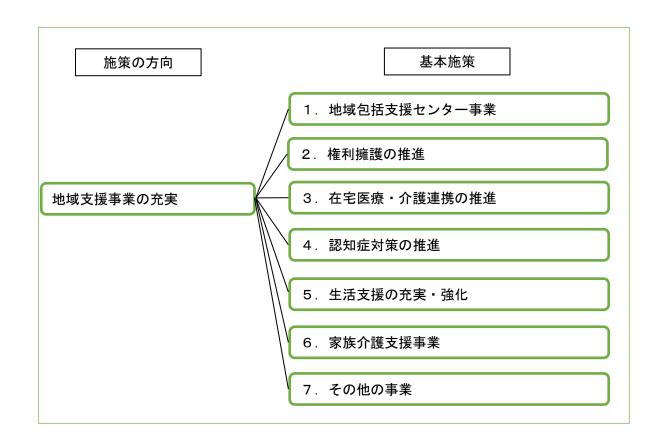
2 介護保険事業の充実

#### 施策の方向1 地域支援事業の充実

地域支援事業は、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が予防給付から地域支援事業「介護予防・日常生活支援総合事業」(平成29年4月に実施)に移行しました。

地域支援事業は、被保険者が要介護状態、または要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進していくものです。

- ①地域包括支援センターの運営体制の強化と全般的な事業の充実を図ります。
- ②介護予防・日常生活支援総合事業の充実を図ります。
- ③家族介護支援事業を当市の事業等と合わせて充実を図ります。



#### 3-1-1. 地域包括支援センター事業

#### ①総合相談業務の充実

○6箇所の日常生活圏域ごとに配置した包括支援センター相談窓口(ブランチ)や休日・夜間における相談窓口の周知を行います。また、相談窓口の担当者に対する研修会の実施や、 事例検討会等の会議の開催を行います。

#### ②介護支援専門員への支援

〇主任介護支援専門員を対象とした研修会の実施や、介護支援専門員に対するケアプランチェックをとおしての個別指導、主任介護支援専門員と連携して、介護支援専門員を対象とする研修会を実施します。また、市内の介護支援専門員は、年に1回は指導を受けられるように、地域ケア個別会議での事例検討を実施します。

## ③地域包括ケアシステム推進会議の開催

〇年に1~2回, 医療・介護・商工会・ボランティア等に対し, 地域包括ケアシステムの進 捗状況の報告を行います。また, 在宅医療介護連携推進協議会, 生活支援体制整備推進協 議会, 認知症施策推進協議会, 地域ケア会議推進協議会等を年に年 1~2 回開催し, 各協 議会での検討事項や業務について職能団体へ報告等を行います。

#### 3-1-2. 権利擁護の推進

### ①成年後見制度の推進

○地域の相談窓口担当者や介護支援専門員を対象に成年後見制度に関する研修会の実施及び, 住民の方を対象に成年後見制度に関する研修会を開催します。

#### ②高齢者虐待防止のための体制の整備

〇高齢者の権利侵害や、生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測されるなどの場合には、「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の取扱いに準じて、必要な援助を行います。また、予防及び早期発見、防止するための体制作りに努めます。

#### 3-1-3. 在宅医療・介護連携の推進

①在宅医療・介護連携の推進

#### ア、地域の医療・介護の資源の把握

〇地域で把握可能な既存情報の整理をし、在宅医療・介護の必要な量(需要)や資源の量(供給)を把握し、地域の医療関係者や介護関係者や住民に対して、地域での医療・介護資源の状況を共有するシステムの構築を目指します。また、在宅医療・介護の必要量(需要)や資源量(供給)の推計を行います。

#### イ. 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

〇職能団体へのヒアリングを実施し、それをもとに地域の課題や対処が必要な事項を抽出し、 協議体を設け対応策を検討します。また、協議体において、地域が目指すべき将来像を策 定し、地域課題の解消に向けた対応策を評価します。

#### ウ. 切れ目ない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

○在宅医・訪問看護師・夜間・休日対応の可能な訪問看護ステーション等の医療資源の把握, 地域住民の在宅医療・介護に関するニーズを把握し,地域における在宅医療・介護サービ ス提供体制のあるべき姿の検討,医療・介護職を交えた実現可能な切れ目のない医療提供 体制の在り方の検討を行います。また,複数の医師(主治医を含む)による対応体制整備 の実施,かかりつけ医・訪問看護師・病院看護師との連携を視野に入れた医療提供体制の 構築,協力支援病床(後方病床)等との連携を行います。

#### エ、医療・介護関係者の情報共有の支援

○情報共有ツールや情報共有をするためのルールの導入及び利用促進及び、その利用実態・効果について評価・改善を行います。

#### オ. 在宅医療・介護連携に関する相談支援

〇在宅医療・介護連携支援センターを配置し、相談内容から地域課題の抽出を行い、対応策 を勘案します。また、相談窓口への医療・介護従事者及び地域住民の参画・関与を推進し ます。

#### カ. 医療・介護関係者の研修

○関係者へのヒアリングやアンケート等により研修に関するニーズや課題の把握を行います。 医療関係者に対する介護分野の知見習得のための研修会,介護関係者に対する医療分野の 知見習得のための研修会,地域の医療・介護関係者による在宅医療者宅への同行訪問研修, グループワークを取り入れた研修等を行います。研修実施後,理解度調査,研修の効果測 定を実施し、多職種連携が必要な事例を検討します。

#### キ. 地域住民への普及啓発

〇地域住民に対し、終末期ケアや在宅医療について等の普及啓発を行います。また、対象者 に合わせた啓発媒体の選定や作成を行います。

### ク. 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

○関係市町村の在宅医療・介護連携事業担当者と活動状況等の情報交換を実施し、関係市町村の担当者及び医師会の担当者との協議により、広域的な取り組みに関するニーズ・課題の調査・検討を行います。また、広域的な取り組みに関するニーズについて、関係市町村、医療・介護関係者と課題の整理・検討や、地域における取り組みを率先して行う旗振り役の擁立を推進します。

#### 3-1-4. 認知症対策の推進

①認知症対策の推進

#### ア. 認知症への理解の推進

○認知症について正しく理解し、認知症の方や家族を温かく見守り、支援する応援者として 認知症サポーターの養成を行います。また、すでに認知症サポーターとなっている者を対 象としたフォロー研修の実施や名簿の管理、市民を対象とした認知症に関する研修会を開 催します。

#### イ、認知症の早期診断・早期対応の体制整備

〇認知症相談事業(集団相談以外に個別事業も開始)や認知症初期集中支援チーム検討委員 会の実施,認知症初期集中支援チーム活動を推進(周知活動強化)します。

#### ウ. 認知症の方と介護者への支援

○認知症地域推進員の配置や,認知症の方や介護者が定期的に集える場の設置を推進します。 認知症介護に関して,地域の相談窓口の周知強化や窓口職員への研修を実施します。また, 医療・介護従事者に対する認知症ケアに関する研修会の実施や,認知症地域推進員による 認知症対策の定期的な周知を行います。

#### エ. 認知症発症予防の推進

〇住民主体の運営による事業等の周知等の実施や,認知症相談の機会を利用して,講話を開催します。

### ②認知症高齢者等の行方不明・身元不明の対応の充実

○高齢者等の行方不明状態が発生した際に、市内を見回る活動を行う「行方不明高齢者等S ○Sボランティア」の養成を年1回行います。また、ボランティアとして登録している者 を対象としたフォロー研修も開催いたします。SOSボランティアには認知症サポーター 養成研修にも参加するよう促します。必要に応じ、県と連携し他市町村への協力の要請や、 身元不明者があった場合も、必要に応じて、警察署に情報提供を行います。

	単位		実績値			計画値	
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
人数	人	_	62	55	100	100	100
開催数	□	_	1	1	1	1	1

※平成28年度より実施

## 3-1-5. 生活支援の充実・強化

- ①介護予防・生活支援サービス事業の充実
- 〇この事業は、「訪問型サービス」「通所型サービス」「その他の生活支援サービス」「介護予 防ケアマネジメント」から構成されます。

事業	内容				
①-1 訪問型サービス	〇要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供します。				
①-2 通所型サービス	〇要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生 活上の支援を提供します。				
①-3 その他の生活支援サービス	〇要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や一 人暮らし高齢者等への見守りを提供します。				
①-4 介護予防ケアマネジメント	〇要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適 切に提供できるようケアマネジメントを行います。				

## ②一般介護予防事業

〇一般介護予防事業は、これまで同様、介護予防活動の普及・啓発を行う「介護予防普及啓発事業」と、常総市介護予防推進員等をはじめとする地域で高齢者の介護予防活動を支援するボランティアを育成・活動支援を行う「地域介護予防活動支援事業」を継続する他、

介護予防把握事業や地域リハビリテーション活動支援事業等を行います。

事業	内容
②-1 介護予防把握事業	地域の事情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動につなげます。
②-2 介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行います。
②-3 地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行います。
②-4 一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証して、一般介護予防事業の評価を行います。
②-5 地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。

#### ③生活支援体制整備事業の推進

### ア、生活支援コーディネーター活動の充実

- 〇高齢者の生活支援、介護予防サービスの体制整備を推進していくために、生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)を配置します。現在、地域包括支援センター職員が担当している生活支援コーディネーターの業務を民間団体等に委託し、モデル的に実施することを検討します。コーディネーターに依頼する業務内容は、担当地域の高齢者宅の訪問活動、訪問活動で得られた様々な困りごとへの対応などで、必要に応じて地域の相談窓口や地域包括支援センターと連携も行います。また、地域の高齢者の困りごとを解決するための対策活動等を実施します。
- ○生活支援コーディネーターとの連携・協働による日常生活支援体制整備を推進するために、 日常生活圏域ごとに、生活支援等サービスの多様な提供主体が参画する協議体を設置します。

#### 3-1-6. 家族介護支援事業

#### ①家族介護教室事業

○適切な介護知識や技術の習得等を内容とした教室を開催します。

	単位		実績値			計画値	
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
実施回数	回	8	12	12	12	12	12
参加延人数	人	137	143	140	120	120	120

#### ②認知症高齢者探索サービス事業

〇徘徊行動がみられる認知症の高齢者を介護する家族に位置情報端末機を貸与し,対象高齢者の安全確保と家族の負担軽減を図ります。

	単位	実績値			計画値		
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
対象者数	人	0	0	1	1	1	1

## ③家族介護支援紙おむつ等購入費助成事業

〇要介護 4,5 及び要介護3で常時、紙おむつ等が必要と認められた在宅の高齢者に紙おむ つ等の購入に要する経費の一部を助成します。

	単位	実績値			計画値		
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
申請件数	人	298	299	254	300	300	300

#### 4)家族介護慰労金支給事業

○在宅の寝たきり高齢者、または認知症の高齢者を6か月以上介護している方に介護慰労金 を支給します。

	単位	実績値			計画値		
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
該当者数	人	138	4	6	10	10	10

<sup>※</sup>平成27年度は地域支援事業実施要綱の支給条件が違うため、該当者数が異なります。

## 3-1-7. その他の事業

## ①成年後見制度利用支援事業

〇判断能力が不十分な認知症高齢者に対し、申立てをする家族がいない場合などに市長申立 てなど成年後見人制度の利用支援を行います。

	単位	実績値			計画値		
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
利用者数	人	0	0	1	1	1	1

#### ②食の自立支援事業

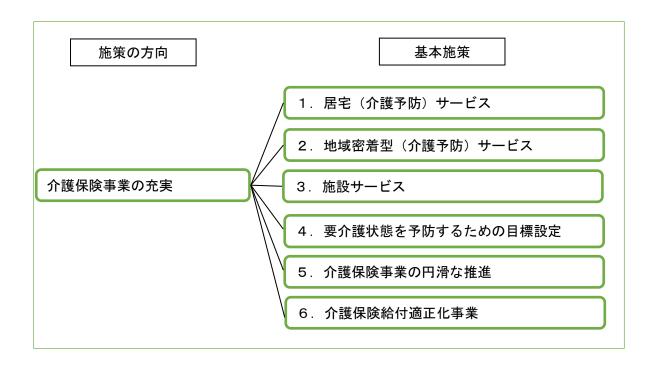
O65 歳以上のひとり暮らしの高齢者、または高齢者のみの世帯であって、心身の障がい等により、調理の困難な方に定期的に居宅を訪問して食事を提供し、利用者の安否と健康状態等の確認を行います。

	単位	実績値			計画値		
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
利用者数	人	76	70	89	90	90	90
配食数	件	7, 935	7, 887	8, 252	9, 000	9, 000	9, 000

## 施策の方向2 介護保険事業の充実

地域包括ケアシステムの深化・推進を目指し,「居宅サービス」「地域密着型サービス」 「施設サービス」の適切なバランスを図って介護保険事業を充実していきます。

- ①居宅(介護予防), 地域密着型(介護予防)及び施設サービスそれぞれの特性を活かして, 地域でバランスよく地域包括ケアシステムの構築に資するように充実を図ります。
- ②介護保険事業運営の適正な推進を図ります。



# 3-2-1. 居宅(介護予防)サービス

居宅サービスは、在宅で暮らす要支援・要介護認定高齢者の自立を支援し、生活を支える 重要な介護サービス・介護予防サービスで、以下のサービスにより構成されています。

【居宅(介護予防)サービス】

事業名	内容
①訪問介護	介護福祉士等による入浴, 排せつ, 食事等の介護その他の 日常生活上の世話をします。
②訪問入浴介護	居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。
③訪問看護	看護師等による療養上の世話,または必要な診療の補助を 行います。
④訪問リハビリテーション	心身の機能の維持回復,日常生活の自立を助けるために行われる理学療法,作業療法等のリハビリテーションを行います。
⑤居宅療養管理指導	医師、薬剤師等による療養上の管理及び指導を行います。
⑥通所介護	デイサービスセンターにおける入浴, 排せつ, 食事等の介 護その他の日常生活上の世話や機能訓練を行います。
⑦通所リハビリテーション	介護老人保健施設や病院等において行われる理学療法,作 業療法などのリハビリテーションを行います。
⑧短期入所生活介護	介護老人福祉施設等に短期間入所して行われる入浴, 排せつ, 食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。
⑨短期入所療養介護	介護老人保健施設等に短期間入所して行われる看護, 医学 的管理の下での介護, 機能訓練, 医療や日常生活上の世話 を行います。
⑩特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等の入所者に行われる入浴, 排せつ, 食事等の介護や日常生活上の世話, 機能訓練, 療養上の世話を行います。
⑪福祉用具貸与	日常生活上の便宜を図るための用具及び機能訓練のため の用具を貸与します。
⑫特定福祉用具販売	福祉用具のうち入浴, または排泄の用に供する用具等を販売します。
③住宅改修	手すりの取付け、段差の解消、床・通路面材料の変更、洋 式便器等への取替えなどの住宅改修費用を支給します。
⑭居宅介護支援	ケアマネジャーによる居宅サービスの種類や内容を定めたケアプランの作成、事業者との連絡調整等の便宜供与を 行います。

# 3-2-2. 地域密着型(介護予防)サービス

地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービスは、要介護(支援)者が住み慣れた身 近な地域で生活し続けることを支える観点から、市内に居住する方を対象に提供されるサー ビスです。

# 【地域密着型(介護予防)サービス】

事業名	内容
①定期巡回·随時対応型 訪問介護看護	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、またはそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。
②夜間対応型訪問介護	夜間を含め定期巡回と通報により訪問し、入浴、排せつ、 食事等の介護などの日常生活上の援助のほか緊急時の対応 などを行うサービスです。
③認知症対応型通所介護	認知症高齢者を対象に、食事や入浴、専門的なケアを日帰 りで行います。
④小規模多機能型居宅 介護	「通い」を中心に、状態や希望などに応じて「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、在宅での生活継続を支援するサービスです。
⑤認知症対応型共同生活 介護	認知症高齢者が、共同生活をする住宅で、スタッフの介護 を受けながら、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を 行うサービスです。
⑥地域密着型特定施設 入居者生活介護	定員が30人未満の地域密着型特定施設(ケアハウス・有料 老人ホームなど)です。入浴,排せつ、食事等の介護,日 常生活上の援助や機能訓練を行うサービスです。
⑦地域密着型介護老人福 祉施設入所者生活介護	定員30人未満の小規模特別養護老人ホームです。地域密着型施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事その他の日常生活上の援助、機能訓練、健康管理及び療養上の援助を行う、圏域内の方を中心にした入所サービスです。
8看護小規模多機能型居 宅介護	要介護1から5の方を対象に、医療ニーズの高い高齢者に対応するため、小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて訪問看護を一体的に提供するサービスです。
⑨地域密着型通所介護	利用定員 18 人以下の小規模な通所介護事業を行います。

# 【圏域ごとの地域密着型(介護予防)サービス】

平成29年度末現在、()内は平成32年度見込み

	1 120 - 13	とハンショニ・	/ 1/310					
区分	項目	水海道 中学校区	鬼怒 中学校区	水海道西 中学校北地区	水海道西中学校 南地区	石下 中学校区	石下西 中学校区	市計
初知序分内刑共用生活办证	箇所	1(1)	1(1)	3(3)	0(0)	0(0)	3(3)	8(8)
認知症対応型共同生活介護	定員(人)	18(18)	9(9)	42(42)	0(0)	0(0)	45(45)	114(114)
地域密着型通所介護	箇所	0(0)	2(2)	4(4)	1(1)	2(2)	1(1)	10(10)
- 地域省有空通所升設	定員(人)	0(0)	25(25)	56(56)	15(15)	28(28)	15(15)	139(139)

# 3-2-3. 施設サービス

介護保険施設サービスは、居宅での生活が困難な方が入所することにより、日常生活の支援や介護を受けるもので、以下 4 種類の施設で構成されています。

# 【施設型サービス】

事業名	内容
①介護老人福祉施設	寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅で は介護が困難な方が入所します。食事、入浴、排せつなどの日常 生活介護や療養上の世話をします。
②介護老人保健施設	病状が安定している方に対し、医学的管理のもとで看護、介護、 リハビリテーションを行う施設です。医療上のケアやリハビリテ ーション、日常的介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援し ます。
③介護療養型医療施設	急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期療養が 必要な方のための医療機関です。医療、看護、介護、リハビリテ ーションなどを行います。
④介護医療院	介護療養病床の医療機能を維持し、生活施設としての機能を兼ね 備えた施設です。

# 【圏域ごとの施設サービスの状況】

平成 29 年度末現在, ( )内は平成 32 年度見込み

区分	項目	水海道 中学校区	鬼怒 中学校区	水海道西 中学校北地区	水海道西中学校 南地区	石下 中学校区	石下西 中学校区	市計
介護老人福祉施設	箇所	1(1)	1(1)	2(2)	1(1)	1(1)	1(1)	7(7)
1	定員(人)	90(90)	80(80)	100(100)	50(50)	50(90)	84(84)	454(494)
介護老人保健施設	箇所	0(0)	0(0)	1(1)	1(1)	0(0)	0(0)	2(2)
	定員(人)	0(0)	0(0)	100(100)	100(100)	0(0)	0(0)	200(200)
介護療養型医療施設	箇所	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)
	定員(人)	0(0)	0(0)	16(16)	0(0)	0(0)	0(0)	16(16)
A =# (E respi-	箇所	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
介護医療院	定員(人)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)

# 3-2-4. 要介護状態を予防するための目標設定

当市は、高齢者が可能な限り地域において自立した生活ができるよう、一般高齢者の介護 予防に資する事業の展開、要支援及び要介護認定者の重度化防止に関する取り組みを重点的 に行い、元気で暮らす高齢者が多いまちを目指します。

各取り組みについて指標を設定し、その事業を重点的に推進し、毎年度その取り組みについて評価を行い、「常総市介護保険運営協議会」に諮ります。

# ①要介護状態等を予防するための各段階における取り組み

#### ア. 一般高齢者の介護予防の取り組み

○一般高齢者が、要介護認定等になることを出来る限り防止するためには介護予防事業の更なる拡充が求められます。また、これからの介護予防は、機能訓練などの高齢者本人へのアプローチだけでなく、生活環境の調整や、地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような居場所と出番づくりなど、高齢者本人を取り巻く環境を整えていく施策を展開することが重要です。そこで、住民主体の支援活動等の推進のため、「ボランティア等の支援の担い手に対する研修・人材育成の実施」や「高齢者の社会参加による介護予防等の推進」を行います。また、生活支援体制整備事業においては、現在、地域包括支援センター職員が担当している生活支援コーディネーターを第7期では業務委託することで、生活圏域毎に訪問活動等を行い、その活動から介護予防・日常生活支援総合事業、高齢者福祉の各事業、介護保険制度等とのマッチングのほか、地域包括支援センターと連携し地域の高齢者の困りごとを解決するための対策活動等を実施します。

# 【評価指標】

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
一般介護予防教室の参加者数 (延人数)	4,000 人	4,000 人	4, 000 人
住民主体による通いの場の参加 者数(実人数/延人数)	400 人/6600 人	410 人/6700 人	420 人/6800 人
介護予防推進員名簿登録者数	230 人	240 人	250 人
行方不明高齢者SOSボランティア名簿登録者数	170 人	235 人	300 人
認知症サポーター数	2, 115 人	2, 560 人	3,000 人
独居高齢者・高齢者世帯に対する 生活支援コーディネーターの訪 問者数	7件	7件	7 件
生活支援コーディネーターが参 加する地域ケア個別会議開催回 数	12 回	24 回	36 回

#### イ. 要介護者等の重度化防止の取り組み

○介護予防は、高齢者が要介護状態等となることの予防や要介護状態等の軽減・悪化の防止を目的として行うものです。そのため、要介護状態が重くなっても必要な活動と言えます。特に、生活機能の低下した高齢者に対しては、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素に働きかけることが重要であり、単に高齢者の運動機能や栄養状態といった心身機能の改善だけを目指すものではなく、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、生活の質の向上を目指すものでなければなりません。そこで、「地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる」「介護予防活動の普及・啓発の推進」「地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与の促進」等を積極的に実施します。

#### 【評価指標】

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
住民主体の通いの場へのリハビ	50%	55%	60%	
リ専門職の関与回数	0070	0070	0070	
生活支援コーディネーターの訪	50 人	100 人	150 人	
問者数	00 %	100 %	100 %	
要支援更新申請時に介護保険サ				
ービス未利用の要支援 1・2 認定	100%	100%	100%	
者への介護予防教室の周知割合				
地域ケア個別会議(包括支援セン	72 回	72 回	72 回	
ター主催)の開催回数	72 回	72 🗓	72 凹	
地域ケア個別会議で実施された	72 件	72 件	72 件	
ケアプラン検討事例数	/2 I <del>T</del>	72 I <del>T</del>	/Z 1 <del>+</del>	
ケアマネジャーからの介護保険	100%	100%	100%	
制度に関する相談解決率				
ケアプラン作成に関する研修会	3 回	3 回	3 回	
の回数				
ケアマネジャーを対象にした, 住				
宅改修に係る知識の確認と修得	2 回	2 回	2 回	
を目的とした研修会の実施				
ICTを利用した多職種間情報	10 件	20 件	30 件	
共有事例件数	10 17	20 17	30 I <del>T</del>	

# ②設定値の評価

前述した各取り組み及び最終目標については、毎年度評価を行い、以下の観点で自己評価を行います。

- ア. 達成できなかった(あるいは達成できた)理由や原因に関すること。
- イ、目標の達成状況に影響していると考えられる他の取り組みや状況に関すること。
- ウ. 取り組みで目指している課題やその解決のために必要な取り組みに関すること。
- エ. 新たに見つかった課題やその解決のために必要な取り組みに関すること。
- オ.「取り組みと最終目標」の修正の必要性や改善に関すること。

上記の評価を毎年度行い、関係者で共有することにより、市全体を挙げて予防事業等に取り組み、平成32年度には、最終評価を行い、第7期期間の取り組みについて検証し、今後の高齢者保健福祉事業・介護保険事業に生かしていきます。

なお、評価については、「常総市介護保険運営協議会」に諮るとともに、県へ報告します。

# 3-2-5. 介護保険事業の円滑な推進

#### ①要介護認定の公平性の確保

〇公平,公正かつ正確さが求められる要介護認定調査及び審査·判定体制の充実を図り,適正 で迅速な要介護認定の実施を図ります。

#### ②利用者保護促進事業

○介護保険サービス等に関わる事業について,適宜,広報紙やインターネットなどを活用して情報提供を行うと共に,サービス提供や苦情に関わる相談について,高齢福祉課や地域包括支援センターなどでの迅速・適切な対応を図ります。

#### ③介護保険利用料助成事業

○介護保険居宅サービス利用者に対する利用料の負担軽減のため市独自で実施しています。 (居宅サービスの利用者負担を所得段階に応じて利用料の5割~3割を助成)

	出片	実績値			計画値		
	単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
利用者数 (延べ人数)	人	1, 641	2, 514	2, 939	3, 056	3, 117	3, 210
助成金額	円	11, 580	14, 209	16, 720	18, 309	18, 673	19, 231

#### ④サービス事業者振興事業

○講演会や研修会等を開催して、サービス事業者の質の向上を図ります。

	出丛		実績値			計画値		
	単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	
回数	回	0	0	1	1	1	1	

#### ⑤お泊まりデイサービスへの対応

〇通所介護の設備を利用して介護保険制度外の宿泊サービスを提供している事業所(いわゆる「お泊まりデイサービス」)について、国のガイドラインに基づき、サービス実態を把握し、利用者や介護支援専門員に情報提供します。

#### 3-2-6. 介護保険給付適正化事業

介護給付の適正化は、適切な介護サービスの確保とともに、不適切な給付が削減されることにより介護保険制度の信頼感を高め、持続可能な介護保険制度の構築を図るものとなります。県の「介護給付適正化計画」により「適正化事業」を推進します。

#### ①要介護認定の適正化

#### ア. 総合事業の周知強化

○要支援1・2の認定者で、更新時にサービスを利用していない方に対し、更新申請の通知の中に総合事業の通知等を同封することにより、介護予防給付が不要な要支援者に総合事業への移行を促すことで、要介護認定事務の軽減を図ります。また、総合事業の内容や手続きについて市民に広く周知します。

#### ②ケアプランの点検

〇自己点検シートの活用等による介護支援専門員に対する研修会の実施や,地域ケア会議等 を活用し,介護支援専門員に事例を提出してもらうことで地域単位でのケアプラン点検学 習会を開催します。

#### ③住宅改修等の点検・福祉用具購入・福祉用具貸与調査

○理学療法士による住宅改修時のポイントについての講演などにより,介護支援専門員に対する研修会を実施します。高齢福祉課介護保険室において疑義の生じた事例については,地域包括支援センターに対し実地検分を含む確認を依頼し,専門的見地からの意見を求めるようにします。また,地域包括支援センターが判断に迷う事例は,理学療法士等に訪問を依頼し専門的見地からの意見を求めるようにします。

# ④縦覧点検・医療情報の突合

○国保連合会から送付される縦覧点検データや医療情報との突合により、不正請求の指摘及 び給付費返還を求めるようにします。

# ⑤介護給付費通知

○全ての介護保険受給者に半年に1度,その方が利用した介護サービスの種類や費用についての通知をすることにより、利用の確認と合わせて事業者からの不正な請求を防止します。

# 第5章 介護サービス量及び保険料の見込み

# 1 介護サービス量見込みの考え方

第7期計画期間(平成30~32年度)(以下,計画期間)及び平成37年度における介護保険サービスの給付費等を,厚生労働省の「見える化」システムにより,次の手順で見込みました。

#### (1) 高齢者数・被保険者数の推計

平成 23 年から平成 28 年までの住民基本台帳人口を基に、計画期間及び平成 37 年度の 高齢者数・被保険者数を推計しました。

#### (2) 認定率・認定者数の推計

第6期における認定者数及び認定率(被保険者数に対する認定者数の割合)の実績・推移から、計画期間及び平成37年度における認定者数を要支援・要介護度別に推計しました。

#### (3)施設・居住系サービス利用者数・給付費の見込み

介護保険サービスの利用者数を見込むにあたって、施設サービス及び居住系サービス(認知症対応型共同生活介護等)について、計画期間中の供給量を勘案して、計画期間及び、平成37年度における給付費等を見込みました。

#### (4) 在宅サービス等利用者数・給付費の見込み

(2)の推計認定者数から、(3)の施設・居住系サービス利用者数を除いて、在宅サービス(居宅サービス等)の利用対象者数を算出しました。次に、第6期における在宅サービスの受給率(認定者数に対する利用者数の割合)及び実績・推移等とともに、制度改正等の影響を勘案して、計画期間及び、平成37年度における給付費等を見込みました。

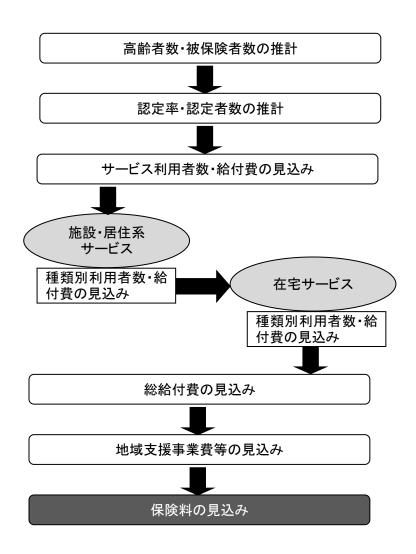
#### (5)総給付費の見込み

(3),(4)から、介護予防給付費及び介護給付費を算出し、計画期間及び、平成37年度における総給付費を見込みました。

# (6)保険料の見込み

総給付費について地域支援事業費を含めて、調整交付金等を差し引きして被保険者で負担 すべき総額を算出し、計画期間における介護保険料を見込みました。

# 【保険料見込みのイメージ】



# 2 介護サービス量等の見込み

# (1) 居宅(介護予防) サービス

#### ①訪問介護

利用者数については、平成27年の水害の影響により平成27年度は減少しましたが、平成28年度は横ばいとなり、平成29年度は増加しました。第7期においては、利用者数は認定者数の増加に伴う増加傾向となりましたが、利用率は横ばい傾向であると見込んでいます。

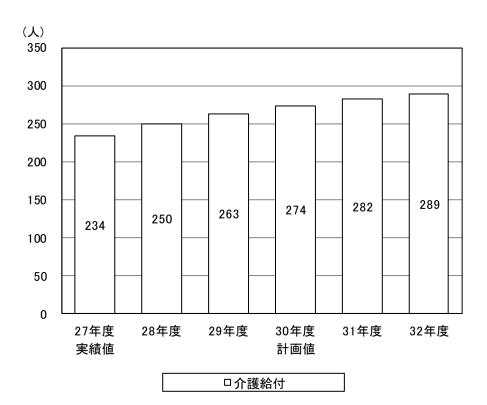
なお, 訪問介護における要支援の利用者は, 平成 30 年度より地域支援事業・総合事業に移行するため, 利用者数から除くこととしました。

平成 32 年度においては、利用者数は 289 人となり、年間給付費は 1 億 8,000 万円程度を見込みます。

【実績値と計画値】

区分		実績値		計画値		
<b>运</b> 方	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
利用者数(人/月)	234	250	263	274	282	289
利用率(%)※	10. 2	10. 5	10. 6	10. 7	10. 7	10. 6
給付費(百万円)	142	162	171	171	175	180

※要介護1~5の認定者のみ



# ②介護予防訪問入浴介護·訪問入浴介護

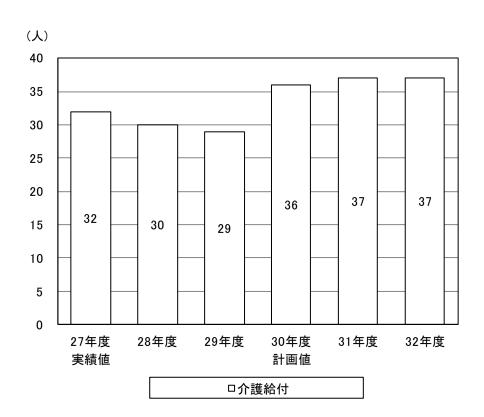
利用者数については、第6期期間中は横ばい傾向となりました。第7期においても、利用者数及び利用率は横ばい傾向であると見込んでいます。

なお、第6期期間中に要支援の利用者はいませんでした。

平成 32 年度においては、利用者数は 37 人となり、年間給付費は 2,500 万円程度を見込みます。

【実績値と計画値】

区分		実績値		計画値		
<b>运</b> 刀	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
利用者数(人/月)	32	30	29	36	37	37
利用率(%)	1. 2	1. 1	1. 0	1. 2	1. 2	1. 2
給付費(百万円)	18	17	19	24	25	25



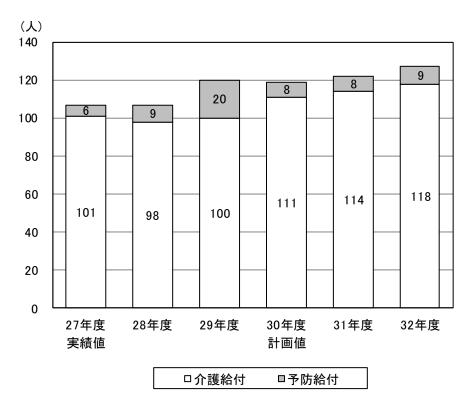
# ③介護予防訪問看護·訪問看護

利用者数については、平成 27 年の水害の影響により平成 27 年度及び平成 28 年度は減少し、平成 29 年度は持ち直しました。平成 29 年度は要支援の利用者が特に増加した状況となりました。この利用状況は介護と医療の連携強化によるものと考えらますが、要支援の利用者が急激に増加するか、また、要介護の利用者においても増加傾向となるかを今後注視する必要があります。第7期においては、利用者数は認定者数の増加に伴う増加傾向となりますが、利用率は横ばい傾向であると見込んでいます。

平成 32 年度においては、利用者数は 127 人となり、年間給付費は 6,900 万円程度を見込みます。

【実績値と計画値】

区分		実績値		計画値		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
利用者数(人/月)	107	107	120	119	122	127
要介護利用者数	101	98	100	111	114	118
要支援利用者数	6	9	20	8	8	9
利用率(%)	4. 1	3. 9	4. 1	4. 0	4. 0	4. 0
給付費(百万円)	56	58	64	64	66	69



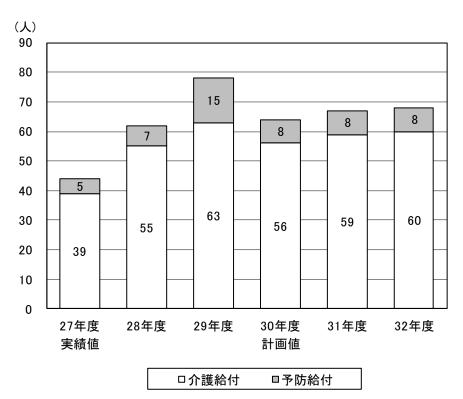
# 4介護予防訪問リハビリテーション・訪問リハビリテーション

利用者数については、平成 27 年の水害の影響により平成 27 年度は横ばいでしたが、平成 28 年度及び平成 29 年度は増加傾向となりました。この利用状況は介護と医療の連携強化によるものと考えられますが、利用者が急激に増加するかを今後注視する必要があります。第7期においては、利用者数は認定者数の増加に伴う増加傾向となりますが、利用率は横ばい傾向であると見込んでいます。

平成 32 年度においては、利用者数は 68 人となり、年間給付費は 2,900 万円程度を見込みます。

【実績値と計画値】

区分	実績値			計画値			
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	
利用者数(人/月)	44	62	78	64	67	68	
要介護利用者数	39	55	63	56	59	60	
要支援利用者数	5	7	15	8	8	8	
利用率(%)	1. 7	2. 2	2. 7	2. 2	2. 2	2. 1	
給付費 (百万円)	18	25	34	28	29	29	



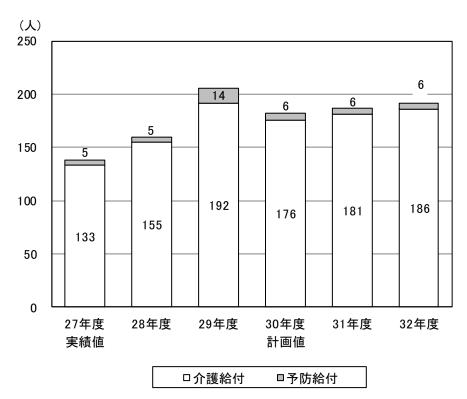
# ⑤介護予防居宅療養管理指導·居宅療養管理指導

利用者数については、平成 27 年の水害の影響により平成 27 年度は減少しましたが、平成 28 年度及び平成 29 年度は増加傾向となりました。この利用状況は介護と医療の連携強化によるものと考えられますが、利用者が急激に増加するかを今後注視する必要があります。第7期においては、利用者数は認定者数の増加に伴う増加傾向となりますが、利用率は横ばい傾向であると見込んでいます。

平成 32 年度においては、利用者数は 192 人となり、年間給付費は 2,300 万円程度を見込みます。

【実績値と計画値】

区分	実績値			計画値			
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	
利用者数(人/月)	138	160	206	182	187	192	
要介護利用者数	133	155	192	176	181	186	
要支援利用者数	5	5	14	6	6	6	
利用率(%)	5. 3	5. 8	7. 1	6. 1	6. 1	6. 1	
給付費(百万円)	19	19	25	22	23	23	



# ⑥通所介護

利用者数については、平成28年度から定員18名以下の通所介護事業所が地域密着型通所介護に移行したことにより、平成27年度に比べて平成28年度は大幅に減少しました。ただし、通所介護及び地域密着型通所介護の利用者数は、平成27年の水害の影響もありましたが、全体として第6期期間中は増加傾向となりました。第7期においては、利用者数は認定者数の増加に伴う増加傾向となりますが、利用率は横ばい傾向であると見込んでいます。

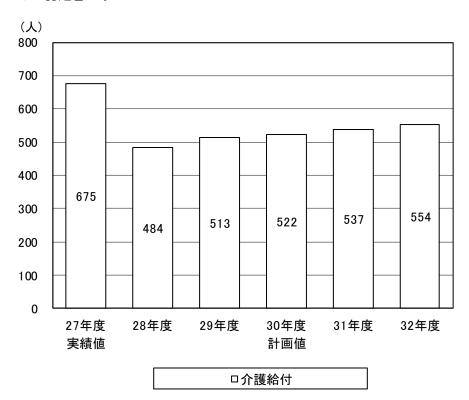
なお、通所介護における要支援の利用者は、平成 30 年度より地域支援事業・総合事業に移行するため、利用者数から除くこととしました。

平成 32 年度においては、利用者数は 554 人となり、年間給付費は 5 億 9,700 万円程度を見込みます。

【実績値と計画値】

区分	実績値			計画値		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
利用者数(人/月)	675	484	513	522	537	554
利用率(%)※	29. 5	20. 3	20. 7	20. 3	20. 3	20. 3
給付費(百万円)	682	512	515	562	578	597

※要介護1~5の認定者のみ



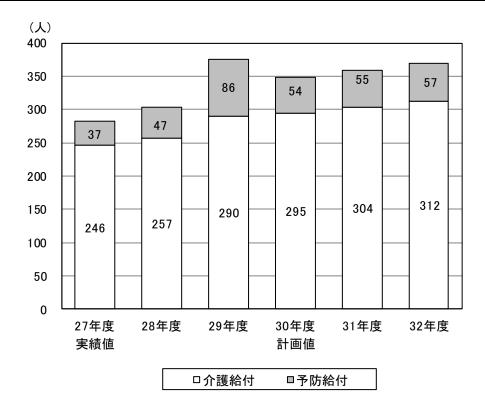
#### ⑦介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション

利用者数については、平成 27 年の水害の影響により平成 27 年度及び平成 28 年度は減少しましたが、平成 29 年度は持ち直しました。平成 29 年度は要支援の利用者が特に増加した状況となりました。この利用状況は介護と医療の連携強化によるものと考えられますが、要支援の利用者が急激に増加するか、また、要介護の利用者においても増加傾向となるかを今後注視する必要があります。第7期においては、利用者数は認定者数の増加に伴う増加傾向となりますが、利用率は横ばい傾向であると見込んでいます。

平成 32 年度においては、利用者数は 369 人となり、年間給付費は 3 億 1,800 万円程度 を見込みます。

【実績値と計画値】

区分	実績値			計画値			
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	
利用者数(人/月)	283	304	376	349	359	369	
要介護利用者数	246	257	290	295	304	312	
要支援利用者数	37	47	86	54	55	57	
利用率(%)	10.8	11.0	13. 0	11. 7	11. 7	11.6	
給付費(百万円)	253	256	299	300	310	318	



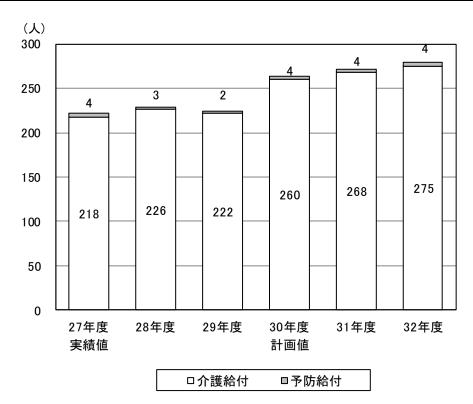
# ⑧介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護

利用者数については、平成27年の水害の影響もあり第6期期間中は増加しました。また、 平成28年度には市内の事業所が20床を増床しました。第7期においては、利用者数は認 定者数の増加及び増床の影響に伴う増加傾向となり、利用率は上昇すると見込んでいます。

平成 32 年度においては、利用者数は 279 人となり、年間給付費は 3 億 2,300 万円程度を見込みます。

【実績値と計画値】

区分	実績値			計画値		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
利用者数(人/月)	222	229	224	264	272	279
要介護利用者数	218	226	222	260	268	275
要支援利用者数	4	3	2	4	4	4
利用率(%)	8. 5	8. 2	7. 7	8. 9	8. 9	8. 8
給付費(百万円)	303	289	282	305	315	323



# ⑨介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護 (老健)

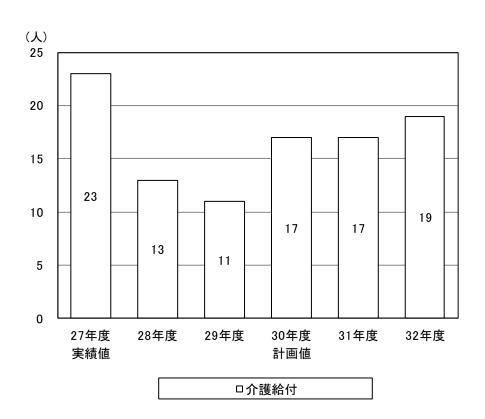
利用者数については、平成 27 年の水害の影響もあり平成 27 年度は増加しましたが、平成 28 年度及び平成 29 年度は、介護老人保健施設への入所者数が増えたために定員の関係上、減少したと見られます。第7期においては、利用者数は認定者数の増加に伴う増加傾向となりますが、利用率は横ばい傾向であると見込んでいます。

なお、第6期期間中に要支援の利用者はいませんでした。

平成 32 年度においては、利用者数は 19 人となり、年間給付費は 2,400 万円程度を見込みます。

【実績値と計画値】

区分	実績値			計画値		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
利用者数(人/月)	23	13	11	17	17	19
利用率(%)	0. 9	0. 5	0. 4	0. 6	0. 6	0. 6
給付費(百万円)	26	17	15	21	21	24



# ⑩介護予防短期入所療養介護·短期入所療養介護(病院等)

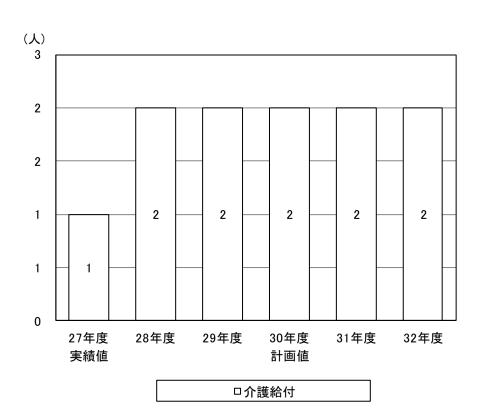
利用者数については、第6期期間中は減少しました。第7期においては、利用者数及び利用率は横ばい傾向であると見込んでいます。

なお、第6期期間中に要支援の利用者はいませんでした。

平成32年度においては、利用者数は2人となり、年間給付費は400万円程度を見込みます。

【実績値と計画値】

区分	実績値			計画値		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
利用者数(人/月)	1	2	2	2	2	2
利用率(%)	0.1 未満					
給付費(百万円)	1	5	7	4	4	4



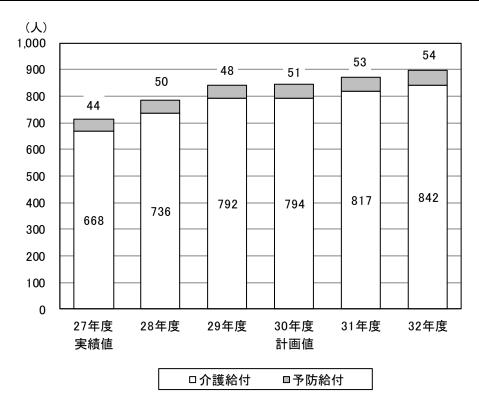
# ①介護予防福祉用具貸与·福祉用具貸与

利用者数については、平成 27 年の水害の影響もあり平成 27 年度は減少しましたが、平成 28 年度及び平成 29 年度は増加傾向となりました。第7期においては、利用者数は認定者数の増加に伴う増加傾向となりますが、利用率は横ばい傾向であると見込んでいます。

平成 32 年度においては、利用者数は 896 人となり、年間給付費は 1 億 3,500 万円程度 を見込みます。

【実績値と計画値】

区分	実績値			計画値		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
利用者数(人/月)	712	786	840	845	870	896
要介護利用者数	668	736	792	794	817	842
要支援利用者数	44	50	48	51	53	54
利用率(%)	27. 1	28. 3	29. 0	28. 4	28. 4	28. 3
給付費(百万円)	110	120	125	128	131	135



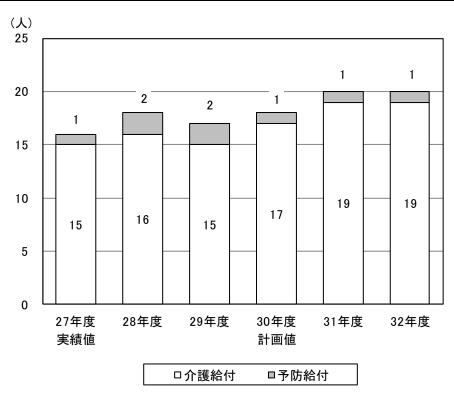
# ⑫特定介護予防福祉用具購入・特定福祉用具購入

利用者数については、第6期期間中は横ばい傾向となりました。第7期においては、利用者数は認定者数の増加に伴う緩やかな増加傾向となりますが、利用率は横ばい傾向であると見込んでいます。

平成 32 年度においては、利用者数は 20 人となり、年間給付費は 700 万円程度を見込みます。

【実績値と計画値】

区分	実績値			計画値		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
利用者数(人/月)	16	18	17	18	20	20
要介護利用者数	15	16	15	17	19	19
要支援利用者数	1	2	2	1	1	1
利用率(%)	0. 6	0. 6	0. 6	0. 6	0. 7	0. 6
給付費(百万円)	6	6	6	7	7	7



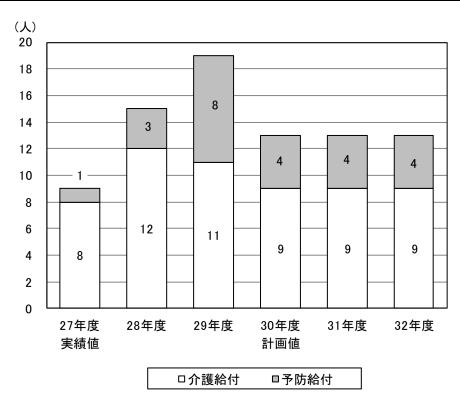
# 13介護予防住宅改修・住宅改修

利用者数については、平成 27 年の水害の影響もあり平成 27 年度は減少しましたが、平成 28 年度及び平成 29 年度は増加傾向となりました。第7期においては、利用者数及び利用率は横ばい傾向であると見込んでいます。

平成 32 年度においては、利用者数は 13 人となり、年間給付費は 1,400 万円程度を見込みます。

【実績値と計画値】

区分	実績値			計画値		
<b>运</b> 刀	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
利用者数(人/月)	9	15	19	13	13	13
要介護利用者数	8	12	11	9	9	9
要支援利用者数	1	3	8	4	4	4
利用率(%)	0. 3	0. 5	0. 7	0. 4	0. 4	0. 4
給付費(百万円)	13	16	22	14	14	14



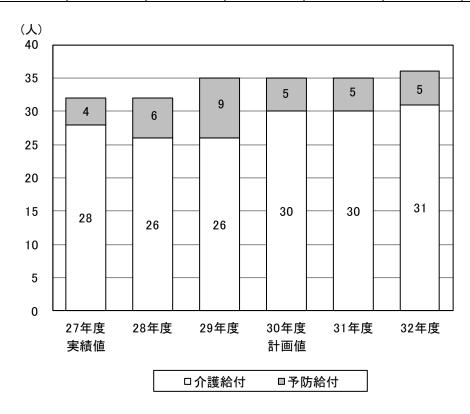
# (4)介護予防特定施設入居者生活介護·特定施設入居者生活介護

利用者数については、平成27年の水害の影響もあり第6期期間中は増加しました。第7期においては、利用者数及び利用率は横ばい傾向であると見込んでいます。

平成 32 年度においては、利用者数は 36 人となり、年間給付費は 6,800 万円程度を見込みます。

【実績値と計画値】

区分	実績値			計画値		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
利用者数(人/月)	32	32	35	35	35	36
要介護利用者数	28	26	26	30	30	31
要支援利用者数	4	6	9	5	5	5
利用率(%)	1. 2	1. 2	1. 2	1. 2	1. 1	1.1
給付費(百万円)	66	59	61	66	66	68



#### 15介護予防支援 · 居宅介護支援

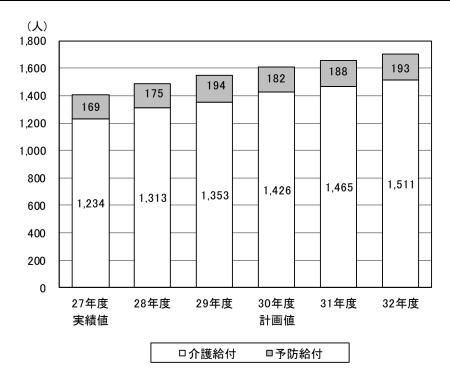
利用者数については、平成 27 年の水害の影響もあり平成 27 年度は減少しましたが、平成 28 年度及び平成 29 年度は増加傾向となりました。第7期においては、利用者数は認定者数の増加に伴う増加傾向となりますが、利用率は横ばい傾向であると見込んでいます。

なお、要支援の利用者のうち地域支援事業・総合事業のみの利用者は、介護予防支援から ケアマネジメントに移行することとなります。

平成 32 年度においては、利用者数は 1,704 人となり、年間給付費は 2億 7,200 万円程度を見込みます。

【実績値と計画値】

区分	実績値			計画値		
<b>运</b> 方	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
利用者数(人/月)	1, 403	1, 488	1, 547	1, 608	1, 653	1, 704
要介護利用者数	1, 234	1, 313	1, 353	1, 426	1, 465	1, 511
要支援利用者数	169	175	194	182	188	193
利用率(%)	53. 4	53. 6	53. 4	54. 1	54. 0	53. 8
給付費(百万円)	225	235	242	257	264	272



#### 《居宅サービス見込量の確保方策》

居宅サービスについては、既存の事業者のサービスの質的向上を踏まえて、適切な育成、事業量供給の確保を図ります。また、利用者の増加に対しては、NPO法人等を含めて新規事業者の育成・参入や県及び近隣自治体との協力・連携を図ります。

# (2) 地域密着型(介護予防) サービス

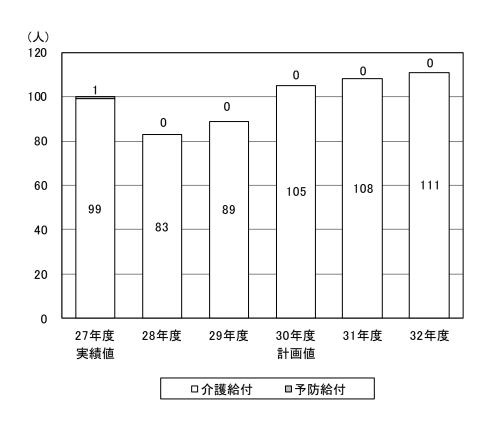
#### ①介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護

利用者数については、平成27年の水害で市内の2事業所が被災し、そのうち1事業所が建て替えのために休止となりましたので、第6期期間中は減少しました。第7期においては、利用者数は、被災した事業所の再開及び認定者の増加に伴う増加傾向となり、利用率は上昇すると見込んでいます。

平成 32 年度においては、利用者数は 111 人となり、年間給付費は 3 億 2,800 万円程度を見込みます。

【実績値と計画値】

区分	実績値	実績値		計画値		
<b>运</b> 力	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
利用者数(人/月)	100	83	89	105	108	111
要介護利用者数	99	83	89	105	108	111
要支援利用者数	1	0	0	0	0	0
利用率(%)	4. 4	3. 5	3. 6	4. 1	4. 1	4. 1
給付費(百万円)	290	237	260	310	319	328



#### ②地域密着型通所介護

地域密着型通所介護は、平成 28 年4月から新設され、他の地域密着型サービスと同様に利用者は当市の被保険者に限られることとなりました。また、新設以前から他市町村にある地域密着型通所介護となる事業所を利用している方がいる場合には、みなし事業所として利用者は、現に利用している方に限り引き続き利用できることとなります。

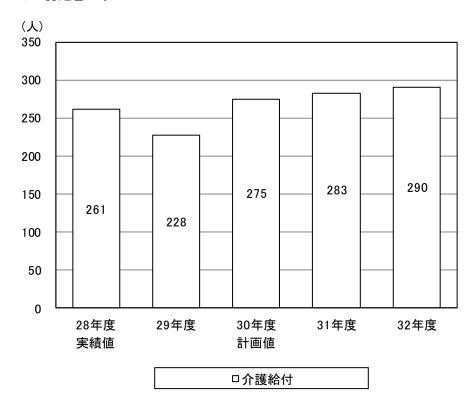
利用者数については、平成28年度に比べ平成29年度は、みなし事業所の休止等により減少となりました。第7期においては、利用者数は、認定者数の増加に伴う増加傾向となりますが、利用率は横ばい傾向であると見込んでいます。

平成 32 年度においては、利用者数は 290 人となり、年間給付費は 3 億 700 万円程度を 見込みます。

【実績値と計画値】

区分		実績値	実績値		計画値		
<b>运</b> 力	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	
利用者数(人/月)		261	228	275	283	290	
利用率(%)※		11.0	9. 2	10. 7	10. 7	10. 6	
給付費(百万円)	_	255	266	291	299	307	

※要介護1~5の認定者のみ



#### ③その他

認知症対応型通所介護は、平成 27 年度に市内の事業所が廃止しましたので、介護サービス量は見込まないこととしました。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護,夜間対応型訪問介護,小規模多機能型居宅介護,地 域密着型特定入居者生活介護,地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護,看護小規模多 機能型居宅介護については,市内に指定事業所もなく,また,利用実績もないことから,介 護サービス量は見込まないこととしました。

#### 《地域密着型サービス見込量の確保方策》

地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスについては、身近な地域での地域包括ケアシステムの構築を考慮し、見込量の確保に努めます。

# (3) 施設サービス

#### ①介護老人福祉施設

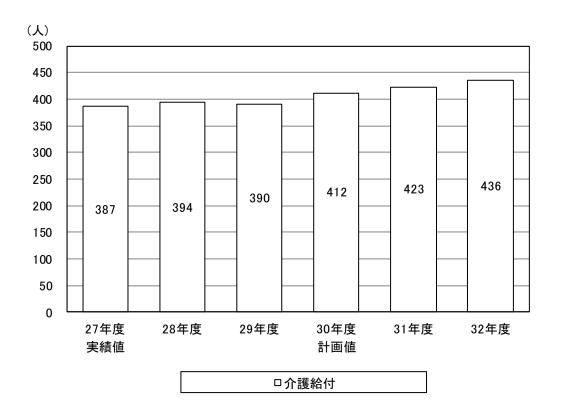
利用者数については、平成 27 年の水害の影響及び法令改正に伴う利用者負担や施設入所者の要件見直し等がありましたが、第6期期間中は横ばい傾向となりました。第7期においては、平成 30 年に市内の事業所が 40 床を増床するため、利用者数は認定者数の増加及び増床の影響に伴う増加傾向となりますが、利用率は横ばい傾向であると見込んでいます。

平成 32 年度においては、利用者数は 436 人となり、年間給付費は 13 億 300 万円程度を見込みます。

【実績値と計画値】

区分		実績値			計画値		
<b>运</b> 力	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	
利用者数(人/月)	387	394	390	412	423	436	
利用率(%)※	16. 9	16. 5	15. 7	16. 1	16. 0	16.0	
給付費(百万円)	1, 150	1, 142	1, 161	1, 230	1, 264	1, 303	

※要介護1~5の認定者のみ



# ②介護老人保健施設

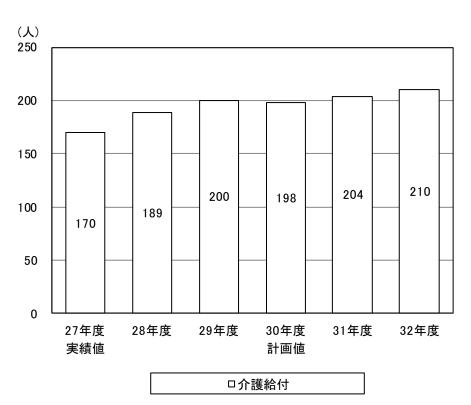
利用者数については、平成 27 年の水害の影響及び介護と医療の連携強化により第6期期間中は増加傾向となりました。この利用状況を踏まえ、利用者が急激に増加するかを今後注視する必要があります。第7期においては、利用者数は認定者数の増加に伴う増加傾向となりますが、利用率は横ばい傾向であると見込んでいます。

平成 32 年度においては、利用者数は 210 人となり、年間給付費は 6 億 7,600 万円程度を見込みます。

【実績値と計画値】

区分	実績値			計画値		
<b>卢</b> 万	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
利用者数(人/月)	170	189	200	198	204	210
利用率(%)※	7. 4	7. 9	8. 1	7. 7	7. 7	7. 7
給付費 (百万円)	538	591	638	637	657	676

※要介護1~5の認定者のみ



# ③介護療養型医療施設

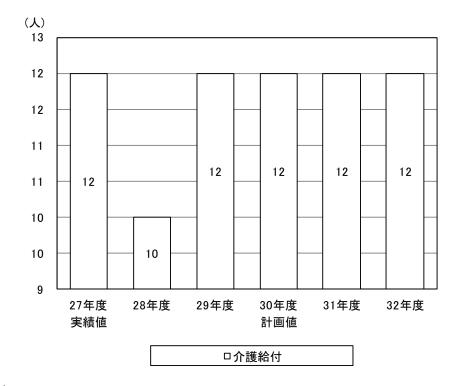
利用者数については、第6期期間中は横ばい傾向となりました。第7期においても、利用者数及び利用率は横ばい傾向であると見込んでいます。

平成 32 年度においては、利用者数は 12 人となり、年間給付費は 4,700 万円程度を見込みます。

【実績値と計画値】

区分		実績値			計画値		
<b>运</b> 方	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	
利用者数(人/月)	12	10	12	12	12	12	
利用率(%)※	0. 5	0. 4	0. 5	0. 5	0. 5	0.4	
給付費(百万円)	51	38	49	47	47	47	

※要介護1~5の認定者のみ



#### 4介護医療院

介護医療院については、病院及び介護療養型医療施設からの転換移行もないことから、介護サービス量は見込まないこととしました。

# 《施設サービス見込量の確保方策》

施設に対する市民の要望は高いため、計画見込量の確保を図り、施設整備の充実に努めます。

# 3 給付費等の見込み

# (1)サービス給付費等の見込み

第7期計画期間及び平成37年度のサービスごとの・給付費の見込みを整理すると、次の 通りです。

# ①介護給付費等

①介護給付費等			単	位:千円
介護サービス	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
(1)居宅サービス				
訪問介護	170,997	175,259	179,825	199,590
訪問入浴介護	24,161	24,812	24,812	28,961
訪問看護	62,098	63,757	66,147	73,374
訪問リハビリテーション	24,820	26,178	26,581	28,803
居宅療養管理指導	21,336	21,956	22,563	24,981
通所介護	562,299	578,338	596,591	659,726
通所リハビリテーション	279,873	288,899	296,043	328,142
短期入所生活介護	303,318	313,039	321,157	358,342
短期入所療養介護(老健)	21,442	21,451	23,702	23,702
短期入所療養介護(病院等)	3,715	3,716	3,716	3,716
福祉用具貸与	124,622	128,161	132,071	146,345
福祉用具購入費	6,281	7,026	7,026	7,345
住宅改修費	9,500	9,500	9,500	9,500
特定施設入居者生活介護	61,618	61,646	63,600	72,313
居宅介護支援	246,694	253,564	261,560	289,949
計	1,922,774	1,977,302	2,034,894	2,254,789
(2)地域密着型サービス				
定期巡回·随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0
地域密着型通所介護	290,730	299,039	306,551	341,517
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	309,753	318,685	327,860	365,963
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
計	600,483	617,724	634,411	707,480
(3)施設サービス				
介護老人福祉施設	1,230,445	1,264,026	1,303,255	1,505,739
介護老人保健施設	636,983	657,185	676,456	750,687
介護療養型医療施設	46,800	46,821	46,821	
介護医療院	0	0	0	63,006
計	1,914,228	1,968,032	2,026,532	2,319,432
合計	4,437,485	4,563,058		5,281,701

#### ②介護予防給付費等

平成30年度 平成31年度 平成32年度 平成37年度 介護予防サービス (1)介護予防サービス 介護予防訪問入浴介護 0 0 0 介護予防訪問看護 2,203 2,204 2,493 2,493 介護予防訪問リハビリテーション 2,882 2,884 2,884 3,596 介護予防居宅療養管理指導 689 689 689 689 介護予防通所リハビリテーション 20,451 20,909 21,596 24,319 介護予防短期入所生活介護 1,567 1,568 1,568 1,568 介護予防短期入所療養介護(老健) 0 0 0 0 介護予防短期入所療養介護(病院等) 0 0 0 0 介護予防福祉用具貸与 3,213 3,333 3,399 3,772 介護予防福祉用具購入費 306 306 306 306 介護予防住宅改修費 4,796 4,796 4.796 4.796 介護予防特定施設入居者生活介護 4,777 4,087 4,087 4,085 介護予防支援 11,765 10,001 10,336 10,611 計 50.193 51.112 52.429 58.081 (2)地域密着型介護予防サービス 介護予防認知症対応型通所介護 0 0 0 0 介護予防小規模多機能型居宅介護 0 0 0 0 介護予防認知症対応型共同生活介護 0 0 0 0 計 0 0 0 0 合計 50,193 51,112 52,429 58,081

#### ③総給付費の見込み

平成 32 年度の介護給付費合計は,46 億 9,583 万円,介護予防給付費合計は5,242 万円で総給付費計は,47 億 4,826 万円と見込みます。また,平成 37 年度においては,53 億 3,978 万円と見込みます。

単位:千円

単位:千円

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
介護給付費合計	4, 437, 485	4, 563, 058	4, 695, 837	5, 281, 701
介護予防給付費合計	50, 193	51, 112	52, 429	58, 081
総給付費	4, 487, 678	4, 614, 170	4, 748, 266	5, 339, 782

#### (2)標準給付費

総給付費にその他の給付額等を合算した標準給付費を算出すると、平成 32 年度においては52億2,417万円,第7期計画期間の3年間の合計で150億8,658万円を見込みます。また、標準給付費は、平成37年度で58億6,895万円と見込みます。

単位:千円

<b>四八</b>		第7期		第9期
区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
総給付費(調整後)	4, 485, 983	4, 666, 925	4, 859, 535	5, 464, 955
特定入所者 介護サービス費等 給付額	251, 664	254, 810	257, 880	273, 795
高額介護サービス費 等給付額	79, 535	80, 664	81, 773	87, 551
高額介護医療合算 介護サービス費等 給付額	15, 993	18, 045	20, 352	37, 132
算定対象診査支払 手数料	4, 319	4, 472	4, 632	5, 518
標準給付費見込額 合計	4, 837, 493	5, 024, 916	5, 224, 172	5, 868, 950

<sup>※</sup>総給付費の調整とは、一定以上所得者の利用負担の見直しに伴う財政影響額と、消費税率等の見直 しを勘案した影響額を調整したものです。

#### (3)地域支援事業費の見込み

平成 32 年度の地域支援事業費の合計は2億 4,821 万円,第7期計画期間の3 年間の合計で5億8,384 万円を見込みます。また、平成37年度で5億1,108万円を見込みます。

単位:千円

豆八		第7期			
区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度	
地域支援事業費	149, 464	186, 165	248, 211	511, 082	
介護予防・日常生活 支援総合事業費	49, 821	62, 055	82, 737	170, 361	
包括的支援事業・ 任意事業費	99, 643	124, 111	165, 474	340, 722	

<sup>※</sup>千円未満を四捨五入しているため、計算結果が合わない場合があります。

<sup>※</sup>千円未満を四捨五入しているため、計算結果が合わない場合があります。

# 《地域支援事業見込量の確保方策》

既存の予防給付事業者の協力を得られるようにすると共に、NPOや住民主体のボランティアグループの組織化や新規事業者の参入や育成を図り、多様な主体によるサービスの提供体制の構築に努めます。

# 4 介護保険料の見込み

標準給付費に地域支援事業費を加えて、第7期計画期間における第1号被保険者の負担額を算出し、基準額(月額)は5,500円です。その他の第7期の第1号被保険者の所得段階別保険料は以下の通り見込みます。

# 第1号被保険者の所得段階別保険料

	所得段階別区分	負担割合	月額(円)	年額(円)	
第1段階	<ul><li>生活保護受給者</li><li>老齢福祉年金受給者で, 世帯全員が市民税非課税</li></ul>	基準額×0.5	2,800	33,600	
5   权阳	・世帯全員が市民税非課税で,前年の課税年金収入額と 合計所得金額の合計が80万円以下	基準額×0.45	2,500	30,000	軽減後
第2段階	世帯全員が市民税非課税で,本人の前年の課税年金収入額 と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下	基準額×0.7	3,900	46,800	
第3段階	世帯全員が市民税非課税で, 第2段階対象者以外	基準額×0.7	3,900	46,800	
第4段階	本人が市民税非課税で同世帯の家族が市民税課税,かつ本 人年金収入等の合計所得金額が80万円以下	基準額×0.9	5,000	60,000	
第5段階	本人が市民税非課税で同世帯の家族が市民税課税,かつ本 人年金収入等の合計所得金額が80万円を超える	基準額×1.0	5,500	66,000	基準額
第6段階	本人が市民税課税で,前年の合計所得金額が120万円未満	基準額×1.2	6,600	79,200	
第7段階	本人が市民税課税で,前年の合計所得金額が120万円以上 200万円未満	基準額×1.3	7,200	86,400	
第8段階	本人が市民税課税で,前年の合計所得金額が200万円以上 300万円未満	基準額×1.5	8,200	98,400	
第9段階	本人が市民税課税で,前年の合計所得金額が300万円以上 400万円未満	基準額×1.7	9,300	111,600	
第10段階	本人が市民税課税で,前年の合計所得金額が400万円以上 600万円未満	基準額×2.0	11,000	132,000	
第11段階	本人が市民税課税で,前年の合計所得金額が600万円以上 800万円未満	基準額×2.25	12,300	147,600	
第12段階	本人が市民税課税で,前年の合計所得金額が800万円以上	基準額×2.5	13,700	164,400	

# 資 料 編

# 常総市老人福祉計画等検討委員会設置要綱

平成10年11月11日

告示第70号

改正 平成11年7月13日告示第56号

平成16年3月24日告示第18号

平成17年12月28日告示第96号

平成21年3月18日告示第23号

平成21年7月1日告示第89号

平成27年4月1日告示第40号

#### (設置)

第1条 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項の規定による常総市 老人福祉計画(以下「福祉計画」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)第1 17条第1項の規定による常総市介護保険事業計画(以下「事業計画」という。)について検 討し、協議するため、常総市老人福祉計画等検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。 (所掌事項)

第2条 委員会は、福祉計画及び事業計画に関する基本的な課題について検討し、及び協議 し、その結果を市長に報告する。

#### (組織)

第3条 委員は20名以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 民生委員
- (3) 医師会及び歯科医師会の代表者
- (4) 福祉団体の代表者
- (5) 福祉,保健施設等の代表者
- (6) 被保険者
- (7) 学識経験者
- (8) 市職員
- (9) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、事業計画の策定完了までとする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。
- 2 委員長及び副委員長は委員の互選により選出する。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。
- 2 会議の議長は、委員長が務める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、高齢者福祉を所管する課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年告示第56号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年告示第18号)

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年告示第96号)

この告示は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成21年告示第23号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年告示第89号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年告示第40号)

この告示は、公布の日から施行する。

# 常総市介護保険運営協議会委員及び 常総市老人福祉計画等検討委員会名簿

平成30年3月末現在

番号	選出区分	氏 名	選出団体	備考
1	市議会	石 川 栄 子	市議会	
2	市議会	中 村 安 雄	市議会	
3	市議会	中島亨一	市議会	
4	民生委員	髙 野 典 子	民生委員·児童委員協議会 水海道地区	
5	民生委員	塚 田 やき子	民生委員·児童委員協議会 石下地区	
6	医師・歯科医師	中川邦夫	きぬ医師会	委員長
7	薬剤師	遠藤章江	茨城県薬剤師会 常総支部常総班	
8	福祉・保健施設	南川直人	介護老人保健施設	
9	福祉•保健施設	宇都宮 和 子	介護老人福祉施設	
10	福祉•保健施設	滝 田 美井子	介護老人福祉施設	
11	福祉•保健施設	木 村 かよ子	認知症対応型共同生活介護	
12	被保険者	鈴 木 弘	第一号被保険者	
13	被保険者	中山学一	第一号被保険者	
14	被保険者	篠崎敏子	第一号被保険者	
15	被保険者	佐藤恵子	第二号被保険者	
16	被保険者	五月女 安 彦	第二号被保険者	
17	学識経験者	久 松 美三雄	介護老人福祉施設	副委員長
18	学識経験者	倉 持 ト モ	学識経験者	
19	学識経験者	中 山 美代子	常総市社会福祉協議会	

# 計画策定経過表

年月日	会議名等	主な内容
平成 29 年		
1 月	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び	〇65 歳以上一般高齢者 3,000 人
\$	在宅介護実態調査実施	〇在宅要介護認定者 800人
3 月		
9月22日	第1号被保険者保険料見込値の県への中間報告(1回目)	〇保険料見込値の報告
10月16日	保険料見込値に関する県ヒアリング	
11月20日	第1回常総市介護保険運営協議会 (兼常総市老人福祉計画等検討委員会)	〇計画素案の提案
11月22日	第1号被保険者保険料見込値の県への 中間報告(2回目)	〇保険料見込値の報告
12月13日	第1号被保険者保険料見込値の県への 中間報告(3回目)	〇保険料見込値の報告
12月21日	パブリックコメント	
5		
平成 30 年		
1月29日	第1号被保険者保険料見込値の県への 中間報告(4回目)	〇保険料見込値の報告
2月15日	第2回常総市介護保険運営協議会	〇計画原案の提案
	(兼常総市老人福祉計画等検討委員会)	〇介護保険料について
	定例市議会に上程	〇条例改正
3月2日	第1号被保険者保険料見込値の県への 最終報告	〇介護保険料見込値の最終報告
3月26日	第3回常総市介護保険運営協議会 (兼常総市老人福祉計画等検討委員会)	〇計画決定について

# 常総市高齢者プラン

老人福祉計画改定・第7期介護保険事業計画

発行日: 平成30年3月

発行:常総市

〒303-8501 茨城県常総市水海道諏訪町 3222-3

TEL: 0297-23-2111(代)